

6.2 社会的状況等

6.2.1 人口及び産業

(1) 人口

仙台市、青葉区、太白区及び泉区における人口・世帯数・人口密度の状況は表 6.2.1-1、人口の推移は表 6.2.1-2、人口動態は表 6.2.1-3に示すとおりである。

仙台市の人口は、令和2年12月末現在1,065,932人であり、過去5年間の人口は微増している。

表 6.2.1-1 人口・世帯数・人口密度

令和2年12月末現在

市区町（面積 km ² ）	人口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人/km ² ）
	総数	男	女		
仙台市（786.35）	1,065,932	516,060	549,872	523,649	1,355.5
青葉区（302.24）	293,003	140,541	152,462	153,884	969.4
太白区（228.39）	232,642	112,437	120,205	109,427	1,018.6
泉区（146.61）	212,439	102,714	109,725	96,295	1,449.0

注）「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）の施行により、平成24年7月9日から人口及び世帯数には外国人も数値に含まれている。

「令和2年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」（令和3年2月、宮城県）より作成

表 6.2.1-2 人口の推移

年次	仙台市	青葉区	太白区	泉区
平成28年	1,058,517	292,335	227,059	215,626
平成29年	1,060,545	292,649	228,310	214,890
平成30年	1,062,585	292,897	229,806	213,823
令和元年	1,064,060	292,998	231,353	213,029
令和2年	1,065,932	293,003	232,642	212,439

注）「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）の施行により、平成24年7月以降の人口及び世帯数の数値には外国人も含まれている。

「平成28～令和2年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」（宮城県）より作成

表 6.2.1-3 人口動態の推移

単位：人

市区町	年次	自然増減			社会増減			人口増減数
		出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数	
仙台市	平成28年	9,012	8,628	384	68,858	67,228	1,630	2,014
	平成29年	8,729	8,825	-96	69,356	67,232	2,124	2,028
	平成30年	8,495	9,001	-506	68,815	66,269	2,546	2,040
	令和元年	7,861	9,131	-1,270	68,533	65,788	2,745	1,475
	令和2年	7,920	9,208	-1,288	67,066	63,906	3,160	1,872
青葉区	平成28年	2,259	2,463	-204	20,992	20,715	277	73
	平成29年	2,249	2,473	-224	21,311	20,773	538	314
	平成30年	2,126	2,595	-469	21,164	20,447	717	248
	令和元年	1,905	2,604	-699	20,903	20,103	800	101
	令和2年	1,916	2,716	-800	20,331	19,526	805	5
太白区	平成28年	1,991	1,897	94	12,680	12,460	220	314
	平成29年	1,864	1,996	-132	13,608	12,225	1,383	1,251
	平成30年	1,912	2,056	-144	13,766	12,126	1,640	1,496
	令和元年	1,790	2,113	-323	13,982	12,112	1,870	1,547
	令和2年	1,886	2,106	-220	13,368	11,859	1,509	1,289
泉区	平成28年	1,570	1,665	-95	10,644	11,488	-844	-939
	平成29年	1,480	1,707	-227	10,610	11,119	-509	-736
	平成30年	1,386	1,707	-321	10,379	11,125	-746	-1,067
	令和元年	1,315	1,751	-436	10,477	10,835	-358	-794
	令和2年	1,316	1,743	-427	10,208	10,371	-163	-590

注) 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号)の施行により、平成24年7月以降の人口の数値には外国人も含まれている。

「平成28～令和2年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」
(宮城県)より作成

(2) 産業

1) 産業大分類別就業者数

仙台市、青葉区、太白区及び泉区における産業大分類別就業者の概要は表 6.2.1-4に示すとおりである。

仙台市の総就業者数は、479,339人であり、第一次産業が3,717人（0.8%）、第二次産業が77,038人（16.5%）、第三次産業が386,007人（82.7%）となっており、第三次産業の占める割合が高くなっている。

表 6.2.1-4 産業大分類別就業者数（平成27年）

区 分	項 目	総就業者数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業
仙台市	人 口 (人)	479,339	3,717	77,038	386,007	12,577
	比 率 (%)	100.0	0.8	16.5	82.7	2.6
青葉区	人 口 (人)	133,659	613	18,225	110,277	4,544
	比 率 (%)	100.0	0.5	14.1	85.4	3.4
太白区	人 口 (人)	101,726	1,027	17,328	81,406	1,965
	比 率 (%)	100.0	1.0	17.4	81.6	1.9
泉区	人 口 (人)	97,040	741	16,527	77,665	2,107
	比 率 (%)	100.0	0.8	17.4	81.8	2.2

注) 就業者数の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

「平成27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成

2) 農業

仙台市における主な農業産出額の概要は、表 6.2.1-5に示すとおりである。

仙台市の主な農業産出額は、71.3億円であり、米の産出額が最も多く35.3億円、次いで野菜となっている。

表 6.2.1-5 主な農業産出額（仙台市）

（単位：1,000万円）

		平成30年
農業産出額 (A)		713
耕種 (B)		634
	耕種率 (B/A)	88.9%
	米	353
	麦類	1
	雑穀・豆類	14
	いも類	3
	野菜	243
	果実	5
	工芸農産物	0
	花き	15
	その他	1
畜産 (C)		80
	畜産率 (C/A)	11.2%
	肉用牛	15
	乳用牛	54
	生乳	48
	豚	—
	鶏	11
	鶏卵	10
	その他	—
養蚕		—
加工農産物		—

注) 表中で使用した記号

「0」…単位に満たないもの。

「—」…事実のないものまたは調査を行っていないもの。

「仙台市農林水産業統計資料（令和2年度版）」
（令和2年5月、仙台市経済局農林部）より作成

3) 林業

仙台市、青葉区、太白区及び泉区における林野面積の概要は表 6.2.1-6に示すとおりである。

仙台市の林野面積は、44,456haであり、保有形態別で見ると、国有林が18,637ha、民有林が25,819haとなっている。

表 6.2.1-6 林野面積

(単位：ha)

区 分		仙台市				
		青葉区	太白区	泉区		
国有林	林野庁	18,619	9,708	7,394	1,371	
	林野庁以外の官庁	18	17	1	-	
	計	18,637	9,725	7,395	1,371	
民有林	独立行政法人等	1,360	836	16	508	
	公有	都道府県	313	81	87	100
		森林整備法人(林業・造林公社)	1,654	509	392	753
		市区町村	2,161	896	657	294
		財産区	-	-	-	-
	小計	4,128	1,486	1,136	1,147	
	私有	20,331	8,678	7,215	4,340	
計	25,819	11,000	8,367	5,995		
合 計		44,456	20,725	15,762	7,366	

「2015年農林業センサス報告書」(平成28年、農林水産省)より作成

4) 商業

仙台市、青葉区、太白区及び泉区における事業者数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表 6.2.1-7に示すとおりである。

仙台市の年間商品販売額は、9兆1,240億円、事業者数は11,193事業所、従業者数は108,514人となっている。

表 6.2.1-7 事業者数、従業者数及び年間商品販売額の状況(卸売・小売業)

区 分	仙台市			
	青葉区	太白区	泉区	
事業者数(事業所)	11,193	3,893	1,386	1,696
従業者数(人)	108,514	36,384	12,393	15,878
年間商品販売額(百万円)	9,124,047	4,421,105	434,355	677,624

「平成28年経済センサスー活動調査(産業別集計)結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成

5) 工業

仙台市、青葉区、太白区及び泉区における事業者数、従業者数及び製造品出荷額等の状況は、表 6.2.1-8 に示すとおりである。

仙台市の製造品出荷額等は、994 億円、事業所数は 461 事業所、従業者数は 15,999 人となっている。

表 6.2.1-8 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の状況

区 分	仙台市			
	青葉区	太白区	泉区	
事業所数（事業所）	461	75	40	61
従業者数（人）	15,999	2,412	783	4,298
製造品出荷額等（百万円）	994,363	39,869	14,597	124,241

注）従業者 4 人以上の事業所が対象である。

「令和元年宮城県の工業」（令和 3 年 7 月、宮城県）より作成

6.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市における土地利用状況（地目別土地面積）の推移は表 6.2.2-1に示すとおりである。

仙台市の総面積は78,635haであり、平成31年における土地利用状況は森林が45,036haで50%以上を占め、次いで宅地が12,988ha、農地が5,850haとなっている。

表 6.2.2-1 土地利用状況(地目別土地面積)の推移

単位：ha

区分	年次	宅地	農地	道路	森林	原野等	水面 河川 水路	その他	合計
仙台市	平成27年	12,959	6,060	5,077	45,333	3	2,602	6,596	78,630
	平成28年	12,994	6,050	5,524	45,325	1	2,606	6,130	78,630
	平成29年	12,965	6,000	5,559	45,263	1	2,606	6,230	78,630
	平成30年	12,968	5,920	5,568	45,049	1	2,606	6,518	78,630
	平成31年	12,988	5,850	5,587	45,036	1	2,605	6,568	78,635

注) 各年4月1日現在の値である。

「平成28～令和2年版宮城県統計年鑑」（宮城県）より作成

(2) 土地利用計画

調査範囲における土地利用計画の状況は、図 6.2.2-1に示すとおりである。

事業計画地は都市地域の市街化調整地域、農業地域の農用地区域、保安林、自然公園特別地域等を横断する。

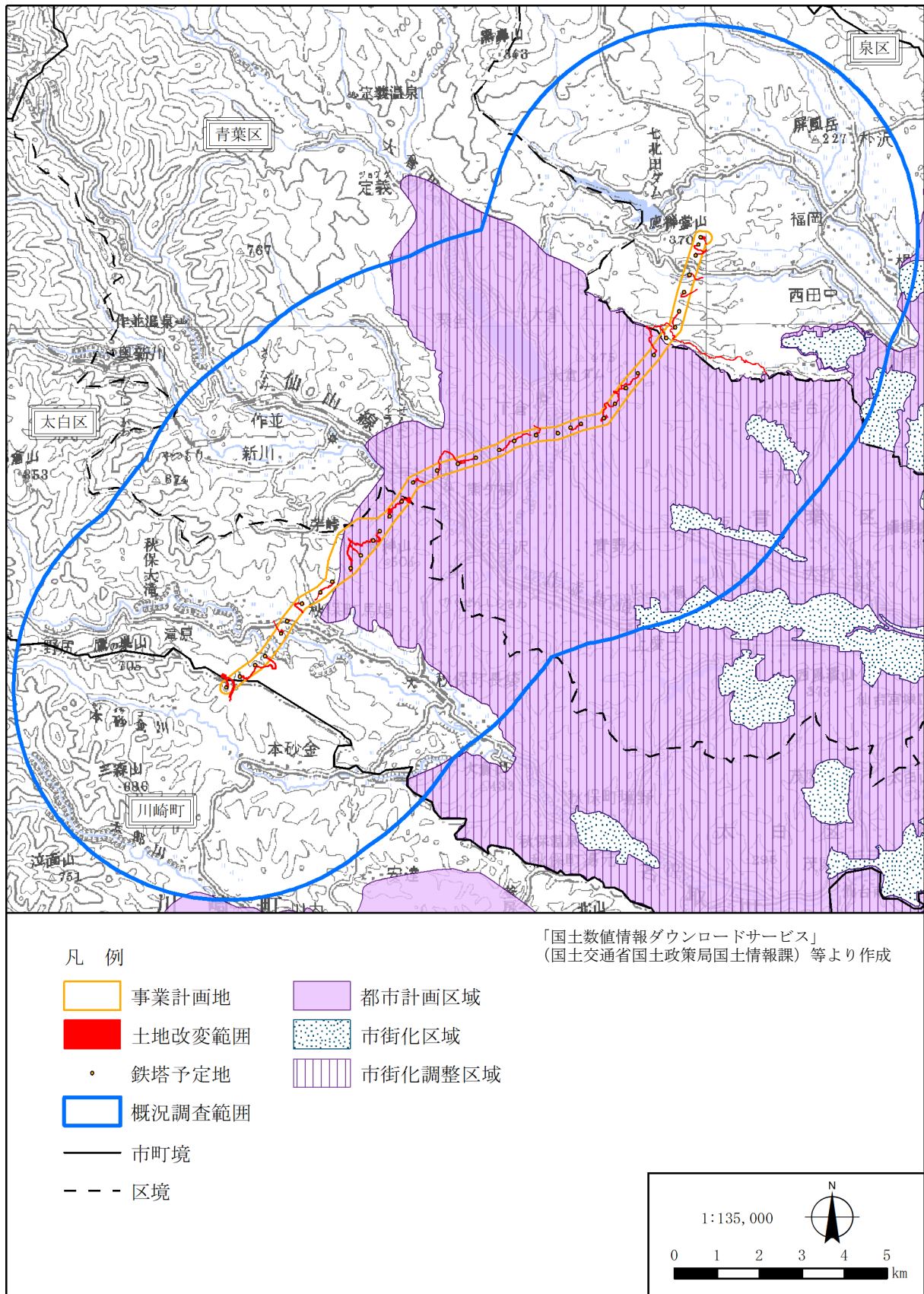


図 6.2.2-1(1) 土地利用基本計画 (都市地域)

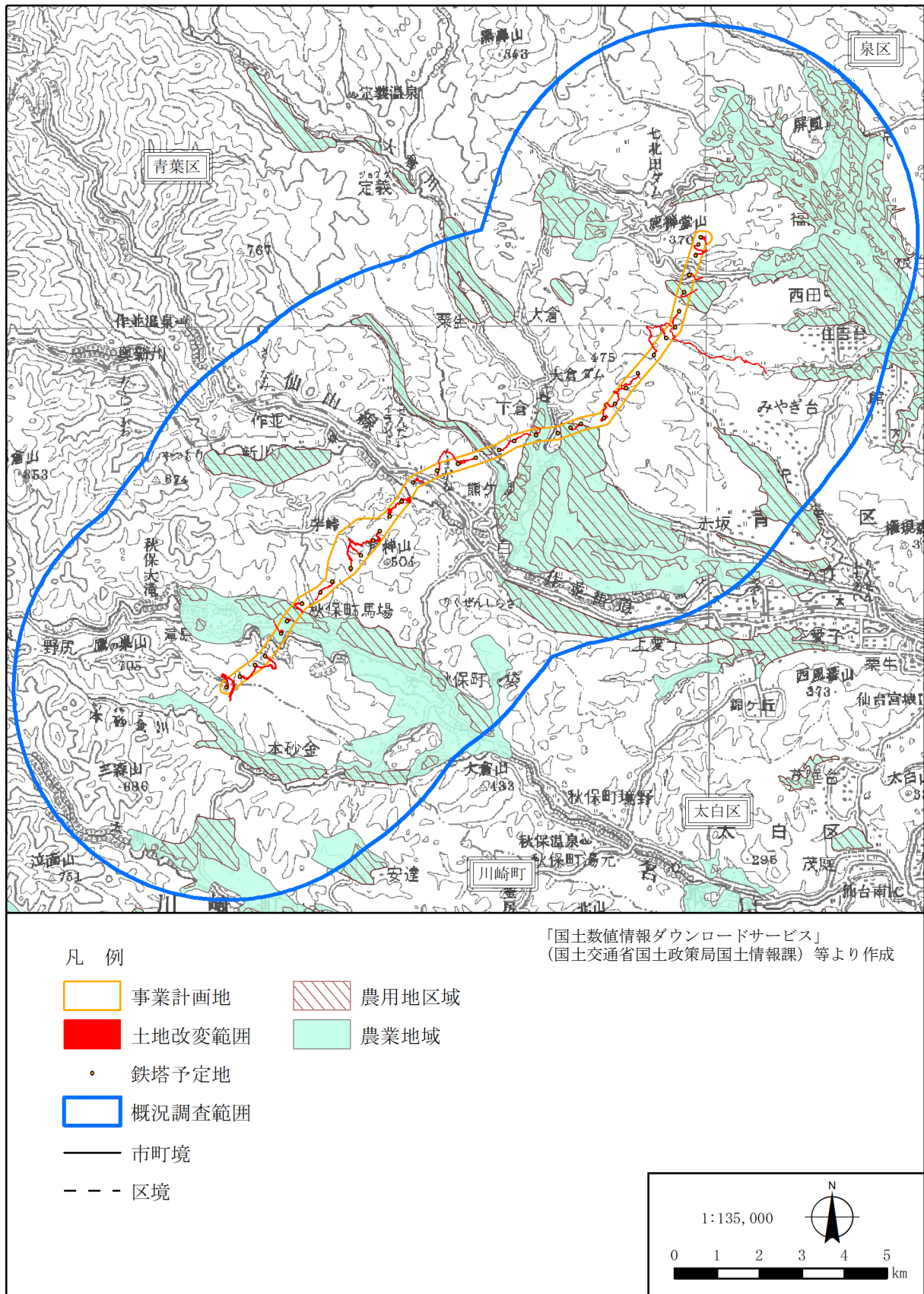


図 6.2.2-1(2) 土地利用基本計画 (農業地域)

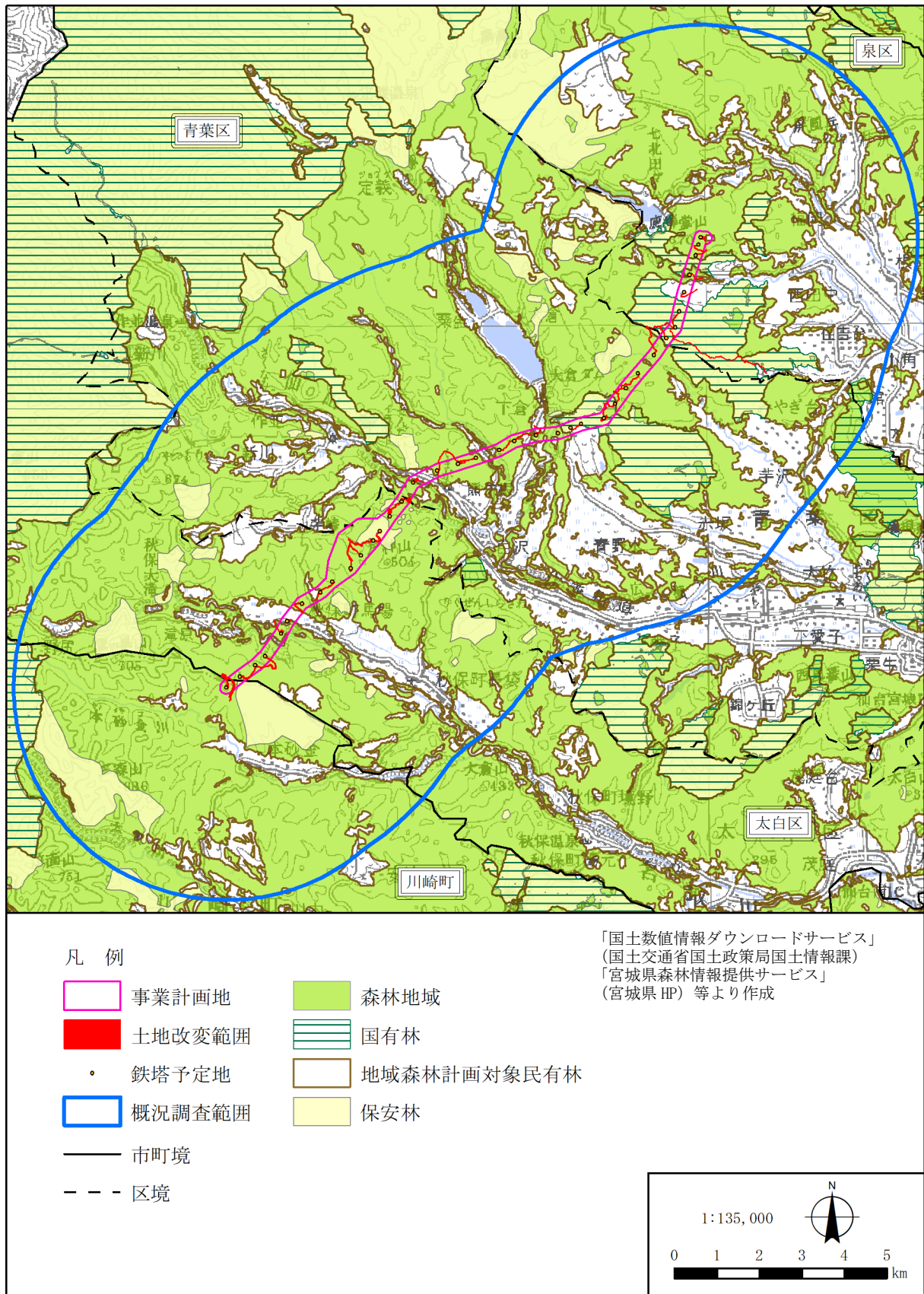


図 6.2.2-1(3) 土地利用基本計画 (森林地域)

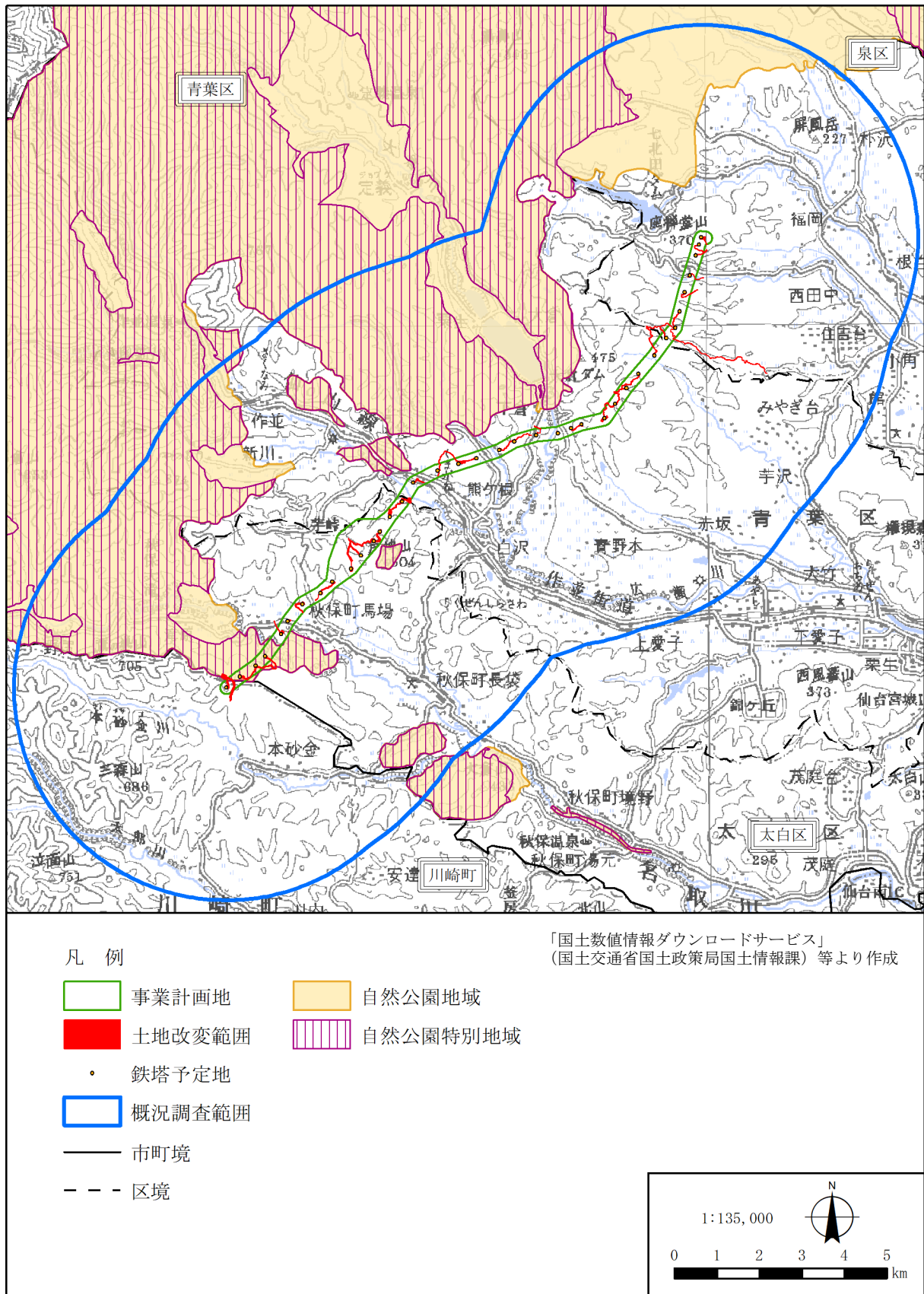


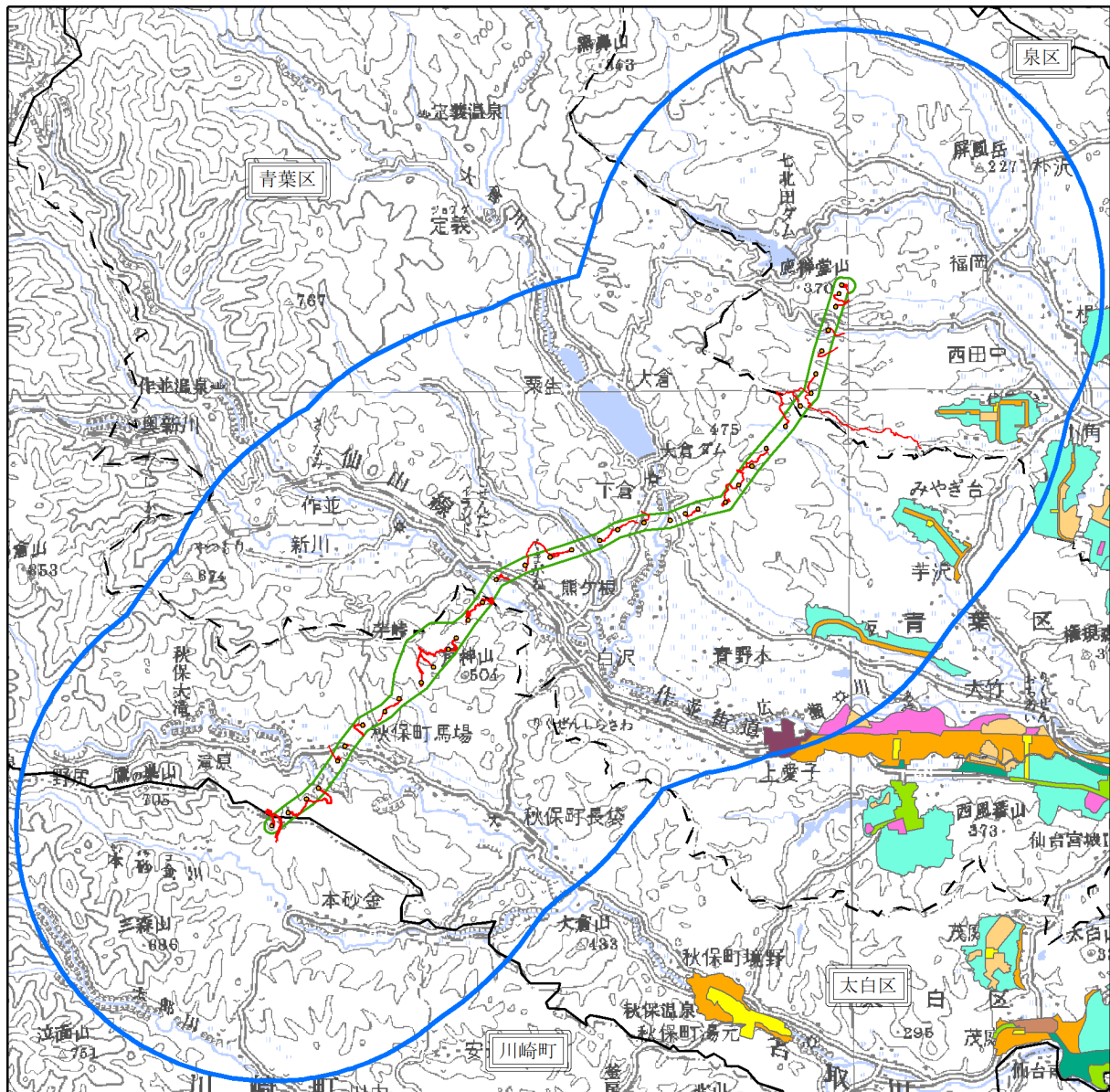
図 6.2.2-1(4) 土地利用基本計画 (自然公園地域)

(3) 用途地域

調査範囲における用途地域の指定状況は、図 6.2.2-2に示すとおりである。
事業計画地は用途地域に指定されていない。

(4) 周辺開発計画等

調査範囲において、計画又は事業中の大規模事業はない。



「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省国土政策局国土情報課)
 「仙台市都市計画総括図」(平成28年、仙台市)より作成

凡例

- | | | |
|---|---|---|
| 事業計画地 | 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 土地変更範囲 | 第二種低層住居専用地域 | 商業地域 |
| 鉄塔予定地 | 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 概況調査範囲 | 第二種中高層住居専用地域 | 工業地域 |
| 市町境 | 第一種住居地域 | 工業専用地域 |
| 区境 | 第二種住居地域 | 準住居地域 |

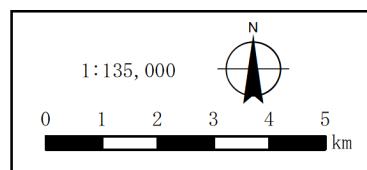


図 6.2.2-2 用途地域の指定

6.2.3 水利用

(1) 水利権の設定及び利水の状況

調査範囲における取水口の概要は表 6.2.3-1、位置は図 6.2.3-1に示すとおりである。調査範囲には大倉ダム等のダム放流水のほか、大倉川等の河川を水源とする取水口がある。

また、農業用水取水施設の概要は表 6.2.3-2、位置は図 6.2.3-2に示すとおりである。取水堰が泉区福岡及び西田中を中心に点在し、この他分水堰、揚水機場及び砂防ダムが存在する。

なお、事業計画地に取水施設はない。

表 6.2.3-1 取水口の概要

No.	取水口	浄水場	水源
1	国見浄水場取水口	国見浄水場	大倉ダム放流水
2	中原浄水場青下取水口	中原浄水場	大倉ダム放流水 大倉川表流水 青下ダム貯留水
3	中原浄水場苦地取水口		
4	福岡浄水場福岡取水口	福岡浄水場	七北田ダム放流水
5	熊ヶ根浄水場取水口	熊ヶ根浄水場	大倉川表流水
6	滝原浄水場取水口	滝原浄水場	滝原水源（湧水）
7	新川浄水場取水口	新川浄水場※	新川水源（浅井戸）

注) No. は図 6.2.3-1 の図中番号に対応する。

※ 休止中

「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）より作成

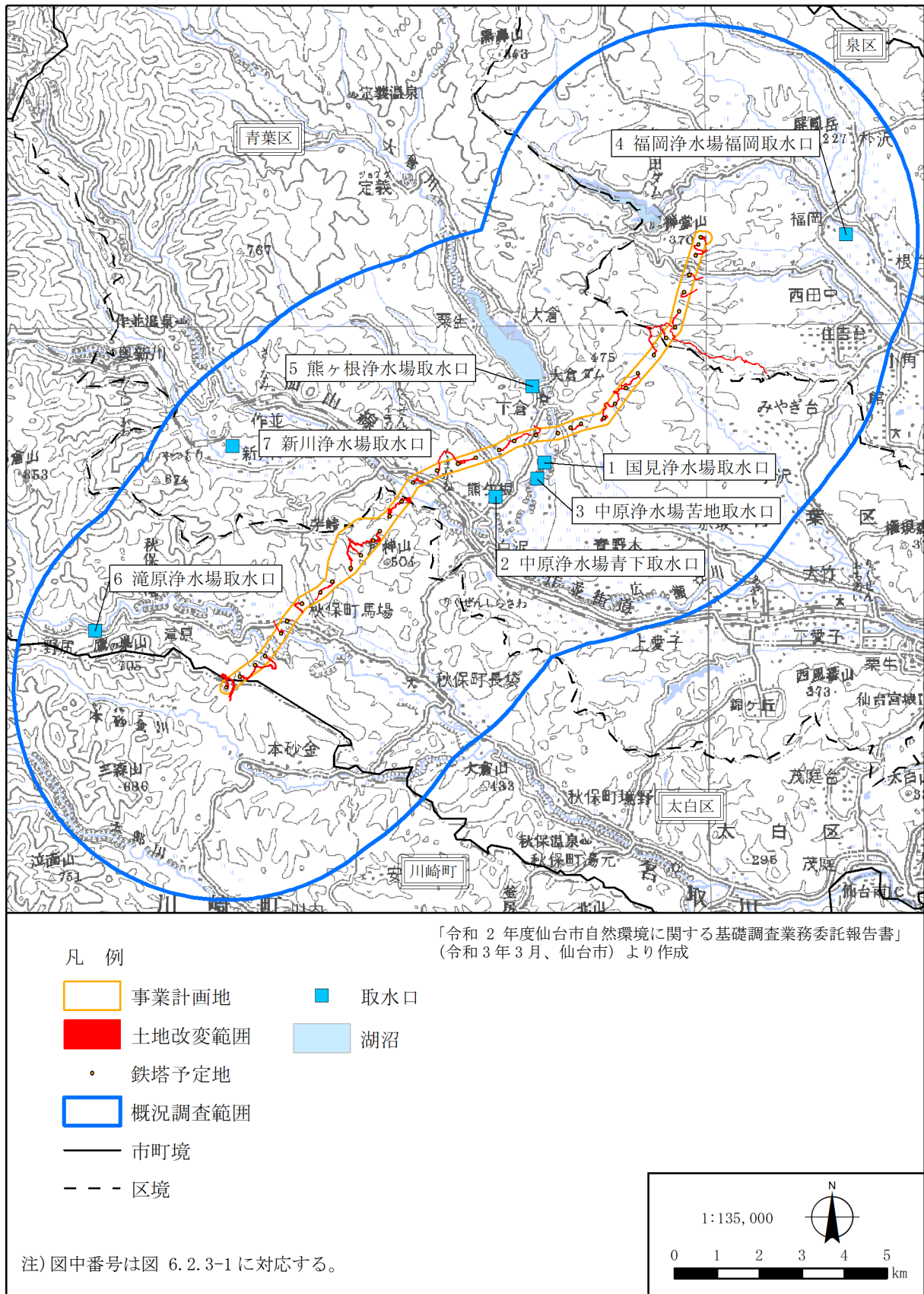


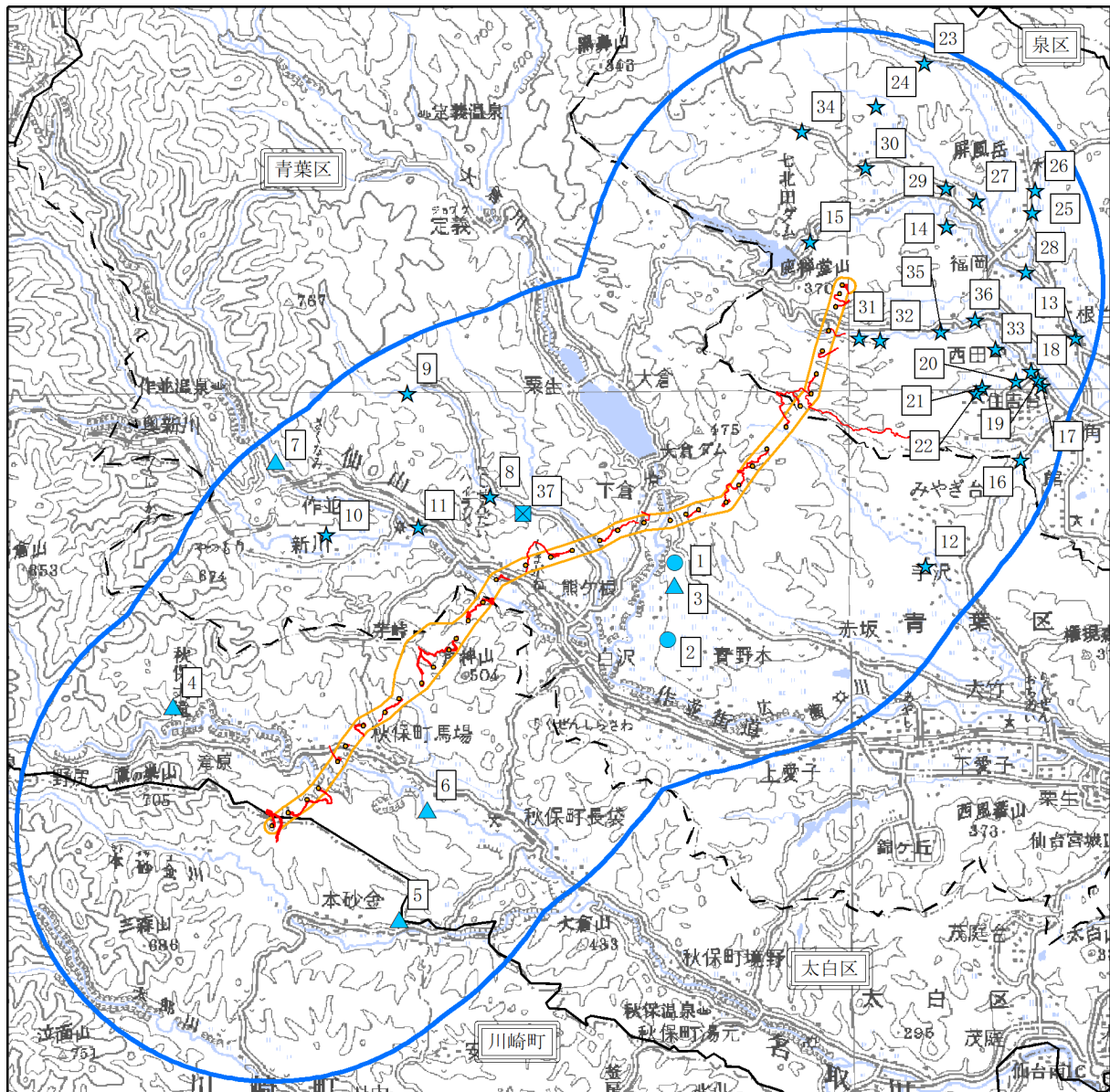
図 6.2.3-1 河川取水施設位置

表 6. 2. 3-2 農業用水取水施設の概要

No.	分類	施設名	所在地
1	分水堰	中田東分水口	青葉区芋沢字苦地中
2		苦地下分水口	青葉区芋沢字中田東
3	揚水機場	青野木揚水機場	青葉区芋沢字苦地
4		目滝沢揚水機場	太白区秋保町馬場字西向
5		長袋ポンプ場	太白区秋保町長袋字畑
6		竹之内ポンプ	太白区秋保町長袋字上野原
7		壇の原揚水機	青葉区作並字壇の原
8	取水堰	越倉堰	青葉区大倉字越倉
9		大沢堰（大六天堰）	青葉区大倉字大六天
10		岩谷堂堰	青葉区作並字岩谷堂西
11		熊ヶ根堰	青葉区作並字川崎
12		杉下堰	青葉区芋沢字一本木
13		新堰	泉区根白石字町東
14		根白石大堰	泉区福岡字坂下
15		北向堰	泉区福岡字岳山
16		萱場堰	泉区萱場字加賀屋敷
17		下堰	泉区西田中字露弘向河原上
18		鍛冶輪堰	泉区西田中字下川添北
19		五百刈堰	泉区西田中字萩坂前上
20		才ノ前堰	泉区西田中字才ノ前
21		箱豊堰	泉区西田中字沢口前
22		鷹ノ巣堰	泉区西田中字上山下
23		朴沢大堰	泉区福岡字金畑
24		苦桃堰	泉区福岡字北苦桃
25		山田堰	泉区上原字新要害
26		寺堰	泉区小原字小原脇
27		小山水路堰	泉区福岡字細野
28		兎口堰	泉区朴沢原前
29		細野堰	泉区福岡字森下
30		朴蛇羅堰	泉区福岡字西朴蛇羅
31		寿連原上堰	泉区西田中字寿連原西
32		寿連原下堰	泉区福岡字上寿連原
33		堰田堰	泉区堰田字堰田
34		関口堰	泉区福岡字岳山
35		柏坊堰	泉区福岡字柏坊
36		花輪上堰	泉区根白石字上川原
37		砂防ダム	大熊堰（青下川堰堤）

注) No. は図 6. 2. 3-2 の図中番号に対応する。

「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）より作成



凡 例

- 事業計画地
 - 土地改変範囲
 - 分水堰
 - ▲ 揚水機場
 - ★ 取水堰
 - 分水堰
 - ▲ 揚水機場
 - ★ 取水堰
 - 砂防ダム
 - 分水堰
 - ▲ 揚水機場
 - ★ 取水堰
 - 砂防ダム
- 概況調査範囲
 — 市町境
 - - - 区境

「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」
(令和3年3月、仙台市)より作成

注) 図中番号は表 6.2.3-2 に対応する。

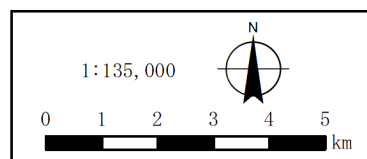


図 6.2.3-2 農業用水取水施設位置

(2) 漁業権の設定の状況

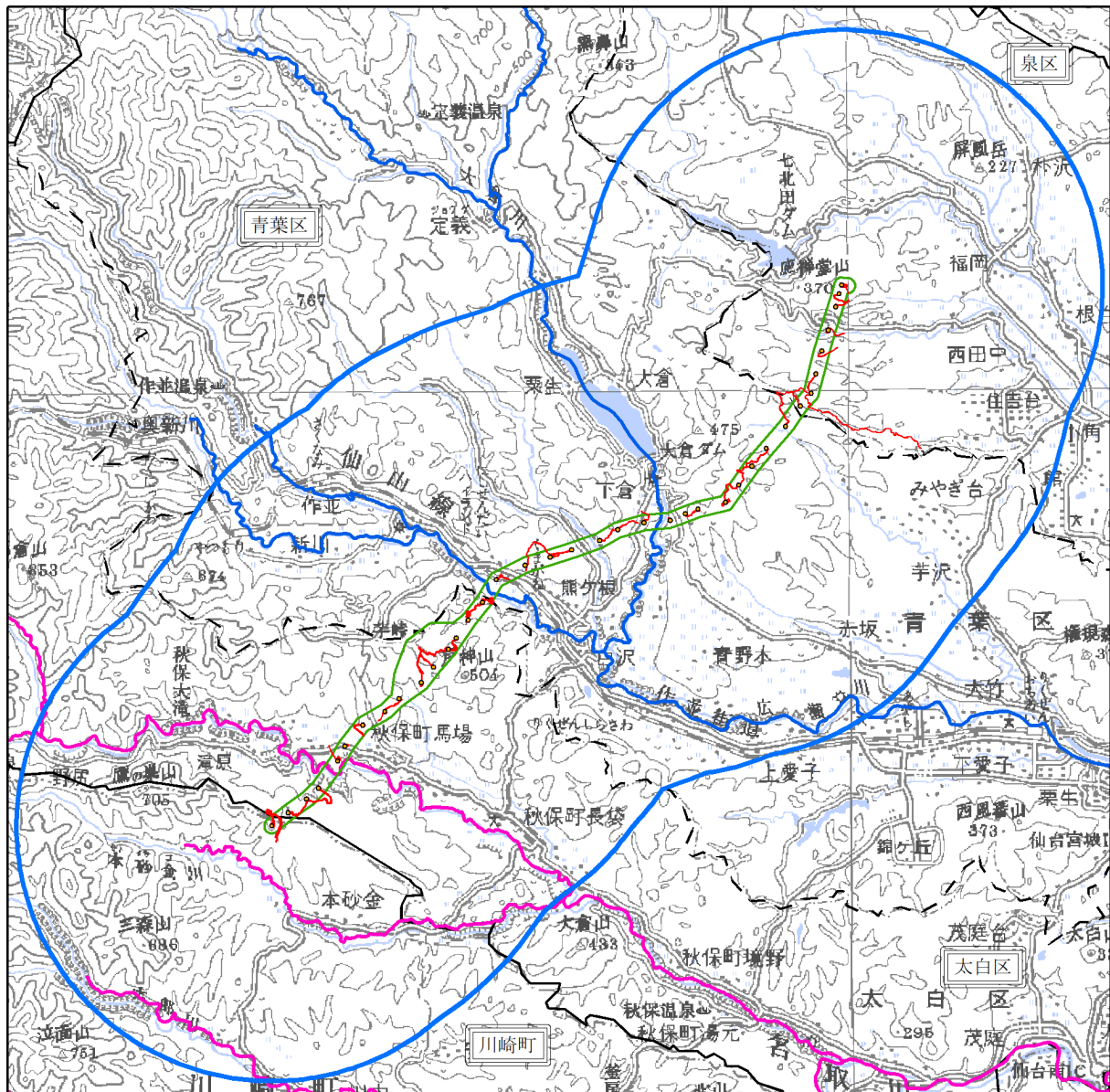
調査範囲の河川における漁業権の内容は表 6.2.3-3、位置は図 6.2.3-3に示すとおりである。

表 6.2.3-3 漁業権の内容（共同漁業権）

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	免許者
内共第18号	第5種 共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、わかさぎ漁業	1/1～12/31 ただし宮城県内水面漁業調整規則及び行使規則の禁止期間を除く	広瀬名取川 漁業協同組合
内共第19号	第5種 共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、わかさぎ漁業	1/1～12/31 ただし宮城県内水面漁業調整規則及び行使規則の禁止期間を除く	広瀬名取川 漁業協同組合

注) 存続期間は平成25年9月1日から平成35年8月31日までである。

「設置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」（平成25年宮城県告示第757号）
「設置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項等」
（平成25年宮城県告示第488号）より作成



凡例
 「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」(平成 25 年宮城県告示第 757 号)
 「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項等」
 (平成 25 年宮城県告示第 488 号) より作成

- 事業計画地
- 土地改変範囲
- 鉄塔予定地
- 概況調査範囲
- 市町境
- - - 区境
- 内共第18号
- 内共第19号

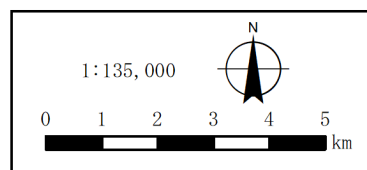


図 6.2.3-3 漁業権の位置 (共同漁業権)

(3) 地下水の利用状況

仙台市における地下水揚水量は表 6.2.3-4のとおりであり、令和元年度の井戸本数は116本、揚水量は844m³/日となっている。

表 6.2.3-4 地下水揚水量(令和元年度)

	事象所数	井戸本数(本)	揚水量(m ³ /日)
工業用	0	0	0
建築物用	—	76	500
水道用	—	11	294
農業用	—	29	51
合計	—	116	844

「令和2年版宮城県環境白書」(令和3年3月、宮城県)より作成

6.2.4 社会資本整備等

(1) 交通

1) 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2.4-1に示すとおりである。

事業計画地周辺の道路としては、一般国道48号、一般国道457号、主要地方道定義仙台線（県道55号）、主要地方道仙台山寺線（県道62号）、泉ヶ岳熊ヶ根線（一般県道263号）がある。

また、鉄道としてはJR仙山線があり、最寄駅として熊ヶ根駅がある。

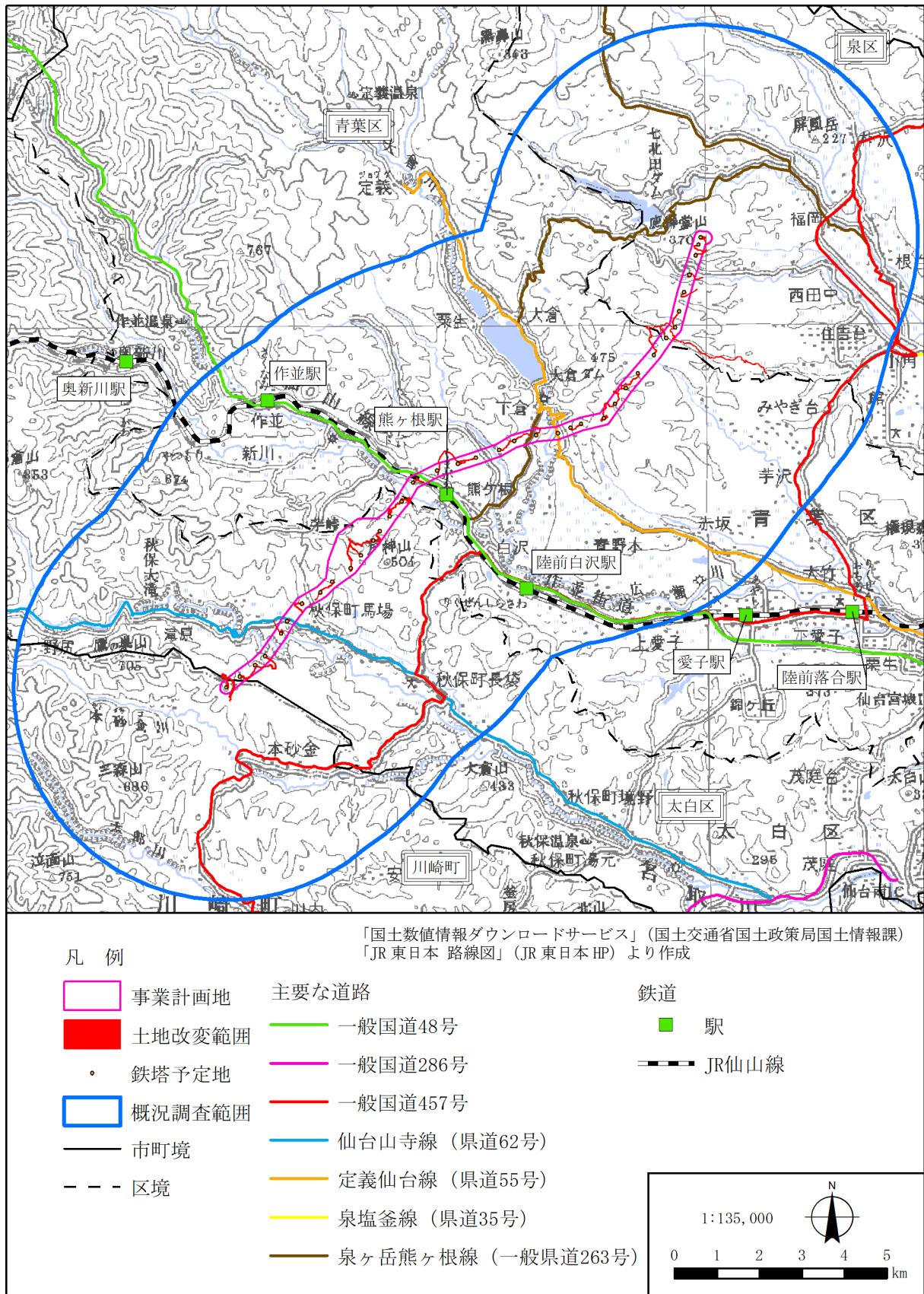


図 6.2.4-1 交通網図 (鉄道・道路)

2) 交通量

ア. 鉄道

事業計画地周辺の駅における乗車人数の推移は、表 6.2.4-1及び図 6.2.4-2に示すとおりであり、令和2年度における一日の平均乗車人数はJR仙山線の作並駅が85人となっている。

表 6.2.4-1 計画地周辺の駅の乗車人数の推移（1日平均乗車人員）

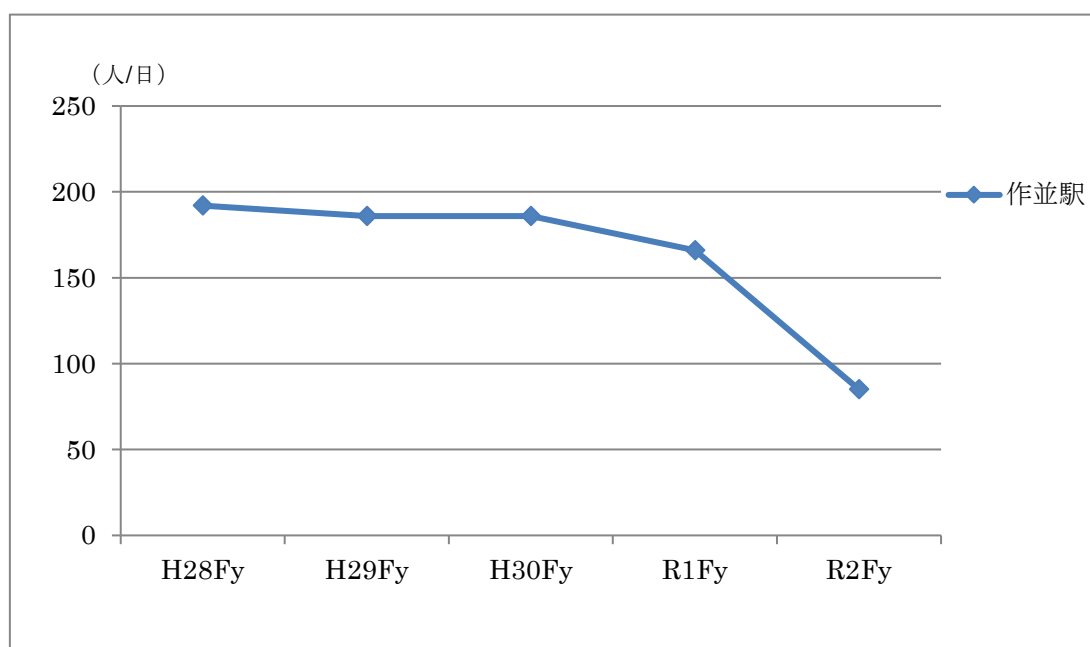
単位：人/日

路線名	市区	駅名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
JR 仙山線	青葉区	作並	192	186	186	166	85

注) 1. JR東日本エリア内の1日平均の乗車人員を把握できる駅を掲載している。

2. 陸前白沢駅、熊ヶ根駅のデータは公表されていない。

「2016～2020年度 各駅の乗車人員」（JR東日本HP）より作成



注) 1. JR東日本エリア内の1日平均の乗車人員を把握できる駅を掲載している。

2. 陸前白沢駅、熊ヶ根駅のデータは公表されていない。

「2016～2020年度 各駅の乗車人員」（JR東日本HP）より作成

図 6.2.4-2 各駅の乗車人数の推移（JR仙山線）

イ. 道路

事業計画地周辺の平成27年度の道路交通センサスの観測地点は図 6.2.4-3、調査結果は表 6.2.4-2に示すとおりである。

それぞれの観測地点について平成22年度と比較すると、一般国道48号(No. 2)は増加、一般国道457号(No. 3)及び主要地方道仙台山寺線(No. 8)は減少しているが、その他の地点はほぼ横ばいとなっている。

表 6.2.4-2 主要な道路の交通量

No.	路線名	観測地点名	昼間12時間自動車類交通量(台)			24時間 自動車 類交通 量(台)	昼間 12時間 大型車 混入率 (%)	平成22年 昼間12時 間自動車 類交通量 (台)	12時間 交通量 伸率 H27/H22
			小型車	大型車	合計				
1	一般国道48号	青葉区下愛子 字観音堂	21,144	2,590	23,734	30,380	120.9	22,408	1.06
2	一般国道48号	青葉区作並 字二橋	6,749	1,944	8,693	11,047	22.4	6,878	1.26
3	一般国道457号	泉区福岡 阿弥陀前	<i>4,616</i>	<i>16,82</i>	<i>6,298</i>	<i>7,936</i>	<i>26.7</i>	7,773	<i>0.81</i>
4	一般国道457号	青葉区芋沢 字綱木	7,887	1,368	9,254	12,065	14.8	9,271	1.00
5	一般国道457号	青葉区上愛子 字白沢	2,297	332	2,629	3,207	12.6	2,625	1.00
6	主要地方道 (県道35号) 泉塩釜線	泉区小角字鹿	11,105	1,095	12,200	15,494	9.0	11,563	1.06
7	主要地方道 (県道55号) 定義仙台線	青葉区芋沢 字赤坂	3,800	722	4,522	5,607	16.0	4,377	1.03
8	主要地方道 (県道62号) 仙台山寺線	太白区秋保町 湯元字湯向西	4,397	571	4,968	6,210	11.5	5,387	0.92

注) 1. 番号は、図 6.2.4-3の図中番号に対応している。

2. 斜体は推定値である。

「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省HP)より作成

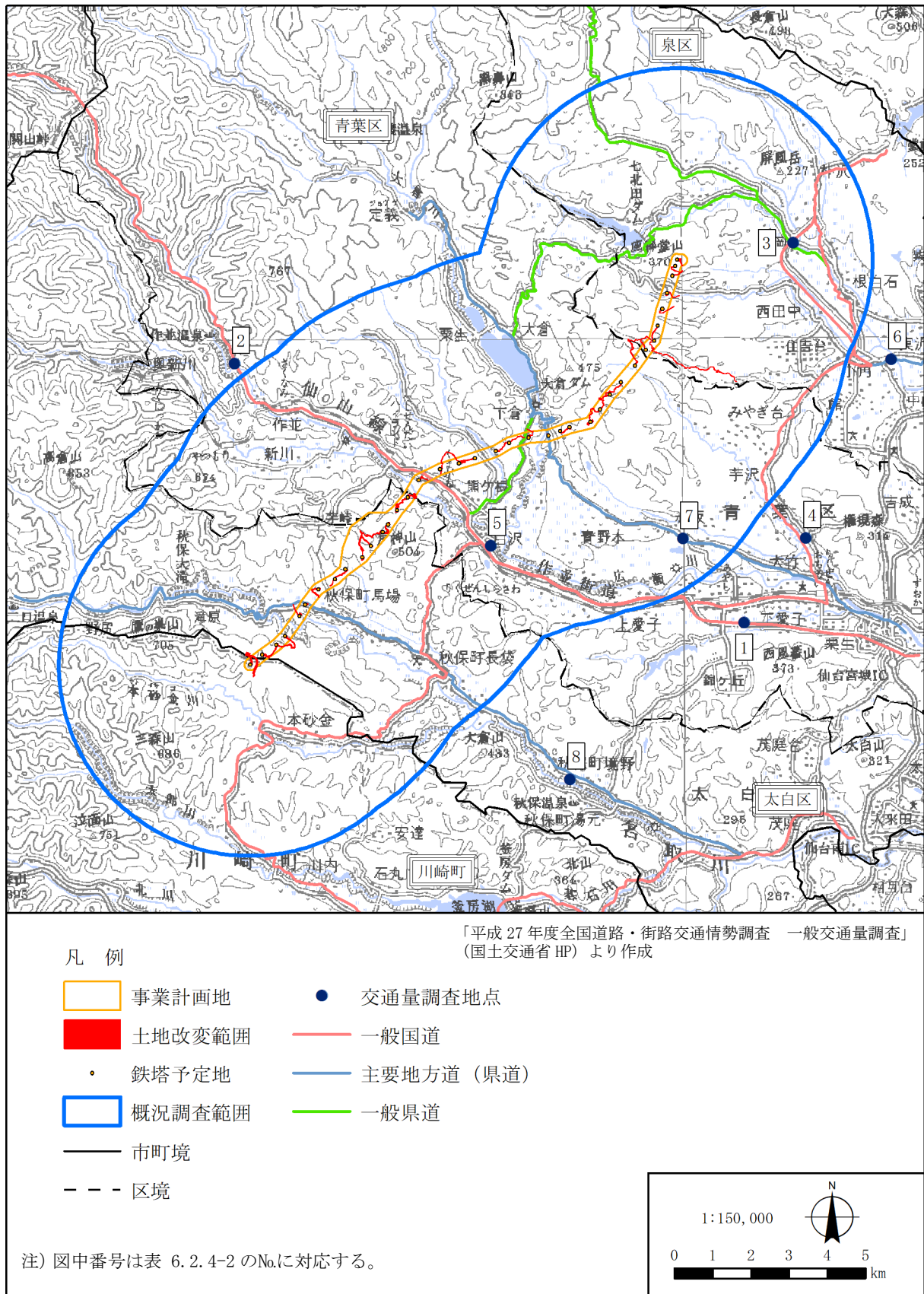


図 6.2.4-3 主要な道路及び交通量観測地点

(2) 上水道・下水道等

1) 上水道

仙台市における水道施設の状況は表 6.2.4-3に示すとおりである。また、水道普及状況の推移は、表 6.2.4-4に示すとおりであり、令和元年度の水道普及率は99.7%となっている。

表 6.2.4-3 水道施設状況（令和元年度）

区分	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口 (人)	給水人口 (人)
仙台市	上水道	1	1,059,700	1,057,947
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみによるもの）	8	1,760	250
	合計	9	1,061,460	1,058,197
	行政区域内総人口（人）	1,061,177		
	普及率（%）	99.7		

注）（普及率）＝（給水人口合計）／（行政区域内総人口）×100

「宮城県の水道」（2021.4.8更新、宮城県HP）より作成

表 6.2.4-4 水道普及状況の推移

区分	年次	行政人口（人）	給水人口（人）	普及率（%）
仙台市	平成25年度	1,050,296	1,047,883	99.8
	平成26年度	1,053,304	1,051,013	99.8
	平成27年度	1,053,717	1,051,771	99.8
	平成28年度	1,056,602	1,054,648	99.8
	平成30年度	1,058,689	1,055,968	99.7

注）1. （普及率）＝（給水人口）／（行政区域内総人口）×100

2. 各年度末のデータである。

「平成28～令和2年版宮城県統計年鑑（宮城県）」より作成

2) 下水道

仙台市の下水道普及率等の推移は表 6.2.4-5に示すとおりであり、令和元年度の下水道普及率は99.6%となっている。

表 6.2.4-5 下水道普及率等の推移

区分	年次	行政区域人口 (人)	処理区域人口 (人)	普及率 (%)	処理率 (%)
仙台市	平成27年度	1,053,304	1,032,855	98.1	97.6
	平成28年度	1,053,717	1,033,636	98.1	97.7
	平成29年度	1,056,202	1,052,728	99.6	99.3
	平成30年度	1,058,689	1,055,450	99.6	99.3
	令和元年度	1,061,177	1,057,964	99.6	99.2

注) 1. (普及率) = (処理区域人口) / (行政人口) × 100

(処理率) = (下水道処理区域の水洗化人口) / (行政人口) × 100

2. 下水道処理区域の水洗化人口の合計値は、下水道のほか、下水道処理区域内における浄化槽及びコミュニティ・プラントの水洗化人口を加算。

「平成27～令和元年度 汚水処理人口普及率」(宮城県)より作成

3) 工業用水

工業用水については、宮城県企業局が行う「仙塩」「仙台圏」「仙台北部」各工業用水道事業があり、このうち調査範囲に給水しているのは、「仙塩工業用水事業」である(表 6.2.4-6及び図 6.2.4-4参照)。

「仙塩工業用水道事業」は、昭和36年11月から仙塩地区に給水を開始し、平成6年4月には仙台市泉地区及び富谷町成田地区(現富谷市)へも給水を開始した。地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。

表 6.2.4-6 仙塩工業用水道事業の概要

水源	一級河川名取川水系大倉川(大倉ダム)
取水	広瀬川四ツ谷堰(仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大100,000立方メートル
給水能力	一日最大100,000立方メートル
水質等	(濁度)10度以下 (水素イオン濃度)pH6.0~8.0
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・富谷市・七ヶ浜町・利府町・大和町

「仙塩工業用水道事業について」(2021.6.8更新、宮城県HP)より作成

表 6.2.4-8 産業廃棄物中間処理施設（令和3年4月1日現在）

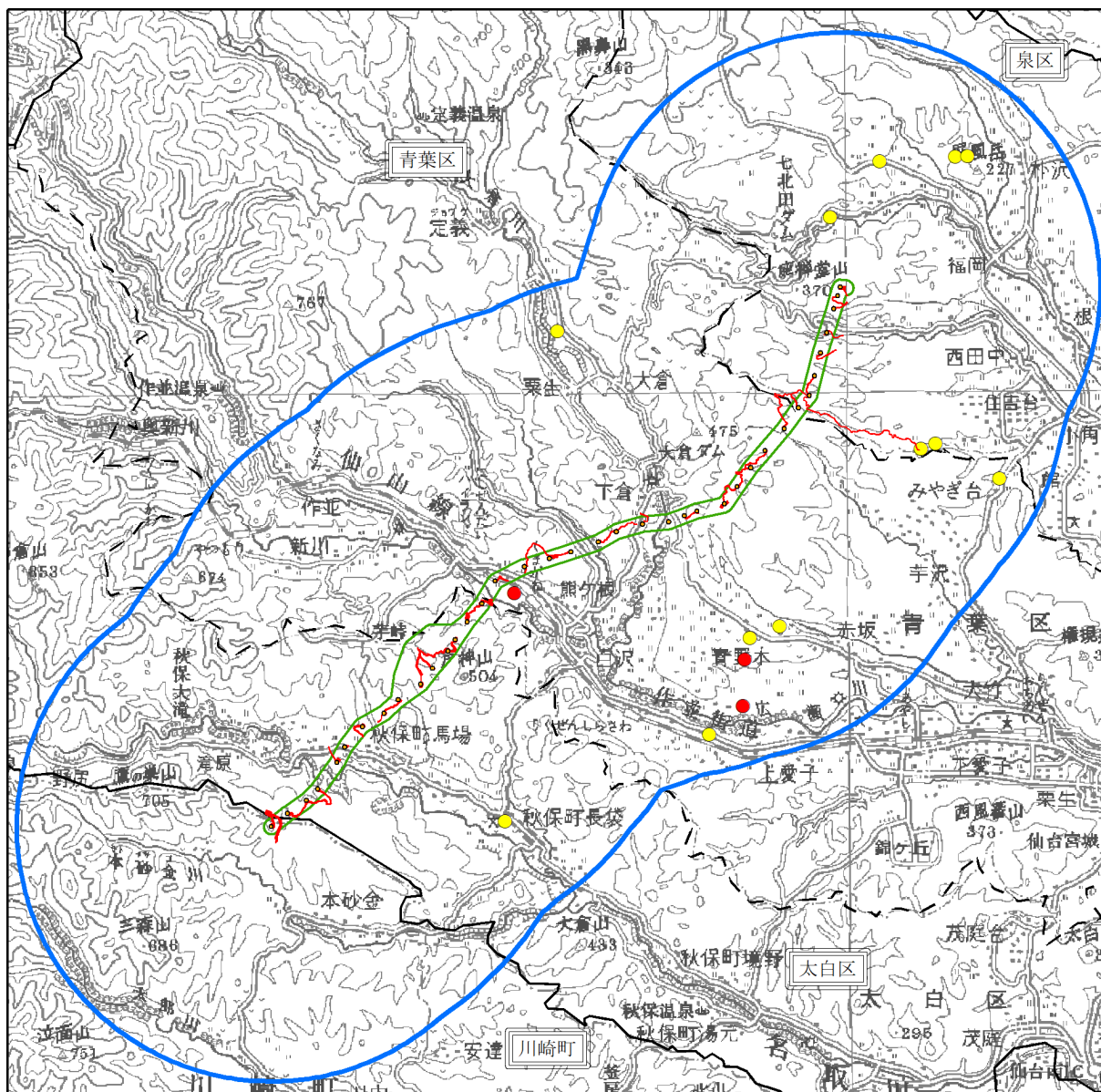
No.	業者名	施設の設置場所	処分方法
1	(有)皆川紙業	青葉区上愛子字中遠野原9-17	中和
2	横浜金属商事(株)	太白区秋保町長袋字上原10-1	破碎
3	(株)リアスコン	青葉区芋沢字不動堂 22-3	破碎
4	(株)松江興業	泉区福岡字切沢 19-1	破碎、圧縮梱包、選別、 破碎・熔融固化
5	(有)マルカン産業	泉区福岡字板橋 26-4	圧縮切断、破碎
6	仙台環境開発(株)	青葉区芋沢字青野木223-3	破碎、破碎・圧縮固化・選別、乾燥、分級
7		青葉区芋沢字沢田下81-22	破碎
8	ナイスクリーン(株)	青葉区大倉字垣隅13-1	破碎
9	阿部善産業(株)	泉区福岡字上大堀6-14	破碎
10		泉区福岡字上大堀6-13	破碎
11	恵和興業(株)	泉区西田中字杭城山47-1	破碎
12		泉区西田中字杭城山55-6	破碎（選別・造粒工程を含む）

「産業廃棄物処理業者名簿」（2021.10.15更新、仙台市HP）より作成

表 6.2.4-9 産業廃棄物最終処分施設（令和3年4月1日現在）

No.	業者名	施設の設置場所	施設の種類	備考
1	(株)宮城衛生環境公社	青葉区熊ヶ根字前原1	安定型	
2	(株)ジャパנקリーン	青葉区芋沢字青野木109-1	管理型	
3	仙台環境開発(株)	青葉区芋沢字青野木457-1	管理型	特別管理産業廃棄物最終処分施設

「産業廃棄物処理業者名簿」（2021.10.15更新、仙台市HP）より作成



「産業廃棄物処理業者名簿」(2021.10.15更新、仙台市HP)より作成

凡例

- 事業計画地
- 土地変更範囲
- 産業廃棄物中間処理施設
- 産業廃棄物最終処分施設
- 鉄塔予定地
- 概況調査範囲
- 市町境
- - - 区境

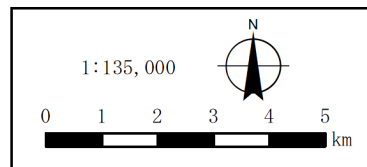


図 6.2.4-5 産業廃棄物処理施設位置 (令和3年4月1日現在)

6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、文化施設、社会福祉施設の状況は、表 6.2.5-1～5及び図 6.2.5-1～2に示すとおりである。

計画地の近隣において環境の保全についての配慮が特に必要な施設等としては、計画地の東側約1kmに「馬場小学校（教育施設：No.9）」、「広陵中学校（教育施設：No.14）」、「水道記念館（文化施設：No.1）」、「熊ヶ根保育所（保育所・こども園：No.1）」等のほか、図6.1.5-3（p6-119）に示す既存集落も存在する。

表 6.2.5-1 配慮が必要な施設等（教育施設）

No.	施設名	所在地
1	大沢幼稚園	青葉区芋沢字平 36-2
2	あきう幼稚園	太白区秋保町長袋字大原 45-4
3	ねのしろいし幼稚園	泉区根白石字新坂上 29
4	泉の杜幼稚園	泉区小角字大満寺 22-4
5	川前小学校	青葉区芋沢字赤坂 16
6	大沢小学校	青葉区芋沢字長坂 22
7	上愛子小学校	青葉区上愛子字白沢 14
8	秋保小学校	太白区秋保町長袋字町 15
9	馬場小学校	太白区秋保町馬場字町北 25
10	住吉台小学校	泉区住吉台西四丁目 1-1
11	根白石小学校	泉区根白石字杉下前 15
12	福岡小学校	泉区福岡字堰添 10
13	大沢中学校	青葉区赤坂一丁目 2-1
14	広陵中学校	青葉区熊ヶ根字石積 1-2
15	秋保中学校	太白区秋保町長袋字大原 45-5
16	根白石中学校	泉区根白石字東鹿野 54
17	住吉台中学校	泉区住吉台西四丁目 1-2
18	仙台高等専門学校広瀬キャンパス	青葉区愛子中央 4 丁目 16 番 1 号

注) No.は図 6.2.5-1 の図中番号に対応する。

「宮城県教育委員会学校一覧」（宮城県教育委員会HP）

「宮城県私立学校名簿（令和3年5月1日現在）」（令和3年10月、宮城県）

「学校案内」（独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校HP）より作成

表 6.2.5-2 配慮が必要な施設等（病院）

No.	施設名	所在地
1	仙台エコー医療療育センター	仙台市青葉区芋沢字横前 1-1
2	西仙台病院	仙台市青葉区芋沢字新田 54-4

注) No.は図 6.2.5-1 の図中番号に対応する。

「宮城県病院名簿（令和3年10月1日現在）」（宮城県HP）より作成

表 6.2.5-3 配慮が必要な施設等（文化施設）

No.	施設名	所在地
1	水道記念館	青葉区熊ヶ根字大原道地内

注) No.は図 6.2.5-1 の図中番号に対応する。

「展示・文化施設」（仙台市HP）より作成

表 6.2.5-4 配慮が必要な施設等（保育所・認定こども園）

No.	施設名	所在地
1	熊ヶ根保育所	青葉区熊ヶ根字石積 48
2	せせらぎ保育園	青葉区芋沢字横前 1-1
3	住吉台保育園	泉区住吉台西二丁目 7-6
4	きらきら保育園	泉区住吉台東三丁目 2-4
5	泉の杜保育園	泉区小角字大満寺 22-4
6	認定こども園友愛幼稚園	青葉区上愛子字下遠野原 15-59

注) No.は図 6.2.5-2 の図中番号に対応する。

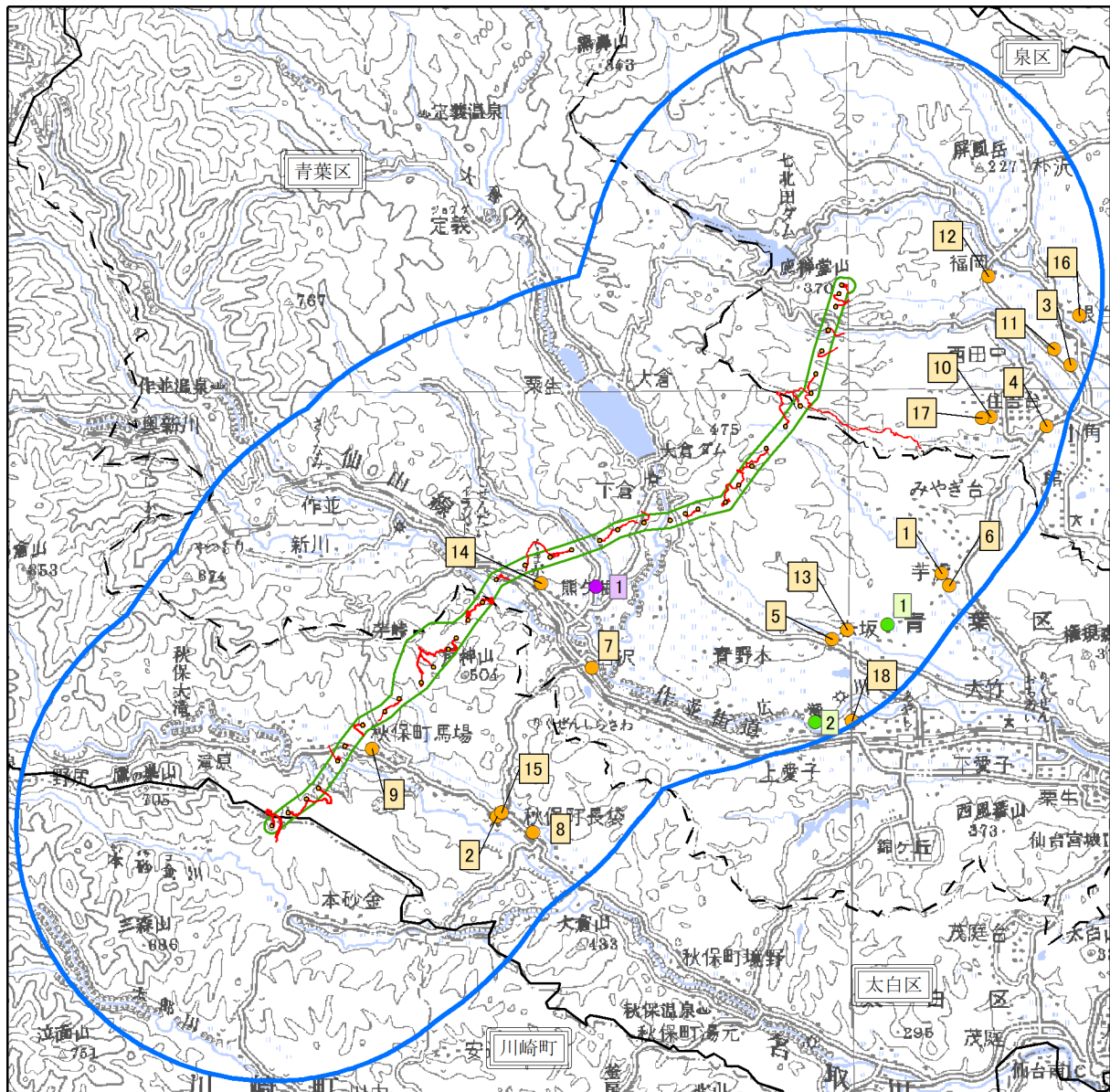
「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年7月1日現在）」（宮城県HP）より作成

表 6. 2. 5-5 配慮が必要な施設等（福祉施設等）

No.	施設名	所在地
1	宅老所おひさまの家	青葉区赤坂 2-30-1
2	ますみ学園	青葉区芋沢字青野木 520
3	自生苑サテライト	青葉区芋沢字青野木 531-4
4	自生苑	青葉区芋沢字青野木 581-1
5	グループホームエムズ赤坂	青葉区芋沢字赤坂 27-3
6	あおば園	青葉区芋沢字沢田 1-5
7	洛風苑	青葉区芋沢字新田 56-2
8	清風園	青葉区芋沢字畑前北 62
9	わーぷ	青葉区芋沢字畑前北 62
10	仙台エコー医療療育センター	青葉区芋沢字横前 1-1
11	エコーが丘	青葉区芋沢字横前 1-2
12	カーサ コンテンチ	青葉区上愛子字街道 61-2
13	ひかり苑	青葉区上愛子字道上 59-4
14	おおぞら学園	青葉区大倉字大原新田 16-51
15	思行園	青葉区大倉字大原新田 26-12
16	広瀬の郷	青葉区大倉字大原新田 26-12
17	グループホームせせらぎの里	青葉区作並字川崎 34-2
18	けあビジョンホーム仙台上愛子	青葉区上愛子字上遠野原 23-10
19	グループホームさくら高野原	青葉区高野原 4-12-29
20	仙萩苑	泉区住吉台西 2-7-6
21	グループホームひまわり	泉区住吉台西 4-3-1
22	泉和荘	泉区根白石字新坂上 16-1
23	グループホームねの	泉区根白石字判在家 25-2
24	泉クラシック	泉区根白石清水屋敷 35-1
25	ラスール泉	泉区西田中字萱場中 43
26	大東苑	太白区秋保町長袋字清水久保 51-4

注) No.は図 6. 2. 5-2 の図中番号に対応する。

「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年7月1日現在）」（宮城県HP）より作成



凡例

- 事業計画地
- 土地変更範囲
- 鉄塔予定地
- 概況調査範囲
- 市町境
- - - 区境

- 教育施設 (1~18)
- 病院 (1~2)
- 文化施設 (1)

「宮城県教育委員会学校一覧」(宮城県教育委員会 HP)
 「宮城県私立学校名簿(令和3年5月1日現在)」
 (令和2年、宮城県)
 「学校案内」(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台
 高等専門学校 HP)
 「宮城県病院名簿」(宮城県HP、令和3年10月1日現在)
 「展示・文化施設」(仙台市HP)より作成

No. は表 6.2.5-1~3 に対応する。

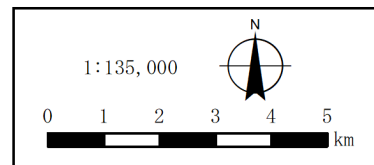


図 6.2.5-1 配慮が必要な施設等位置 (教育施設、病院、文化施設)

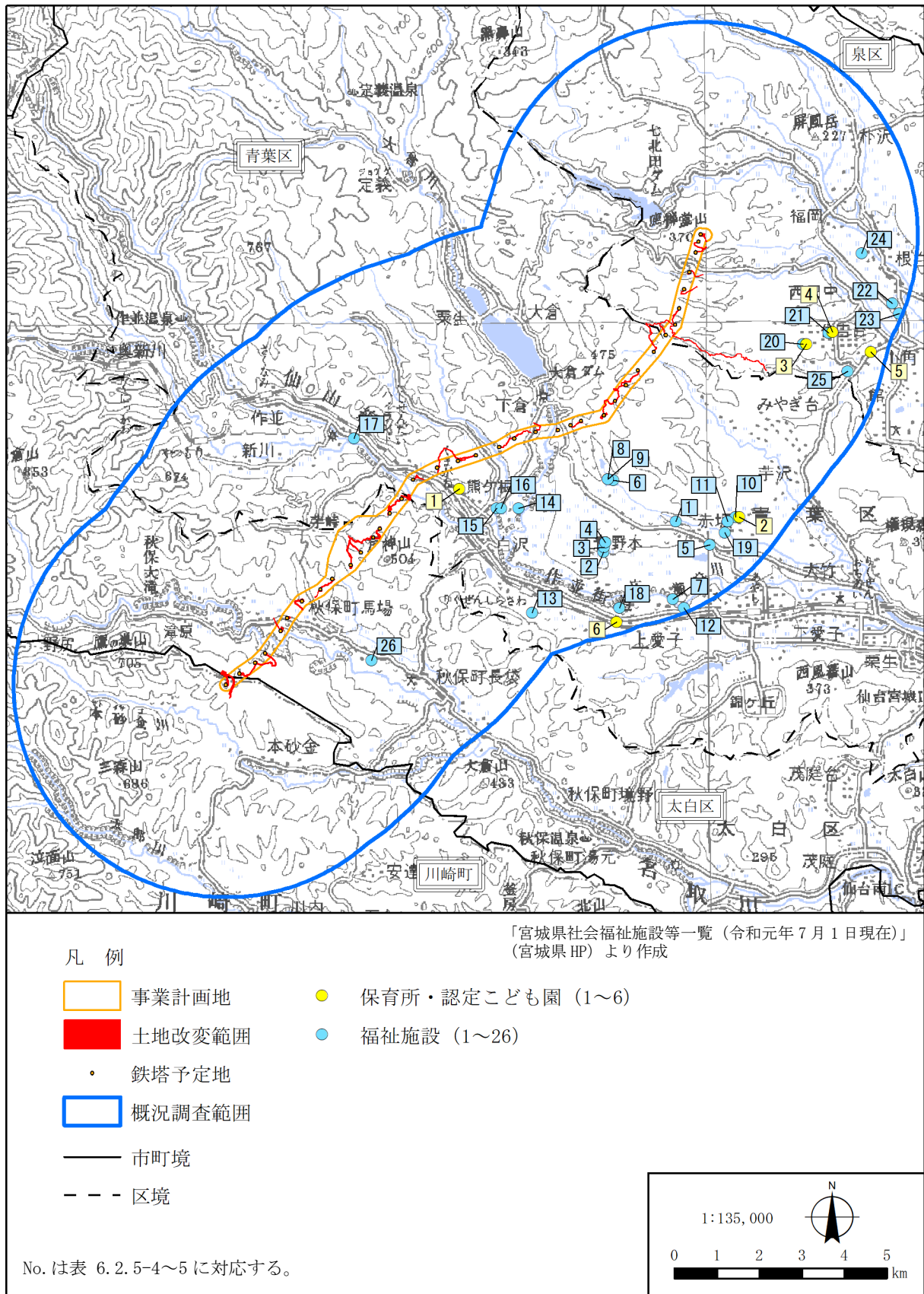


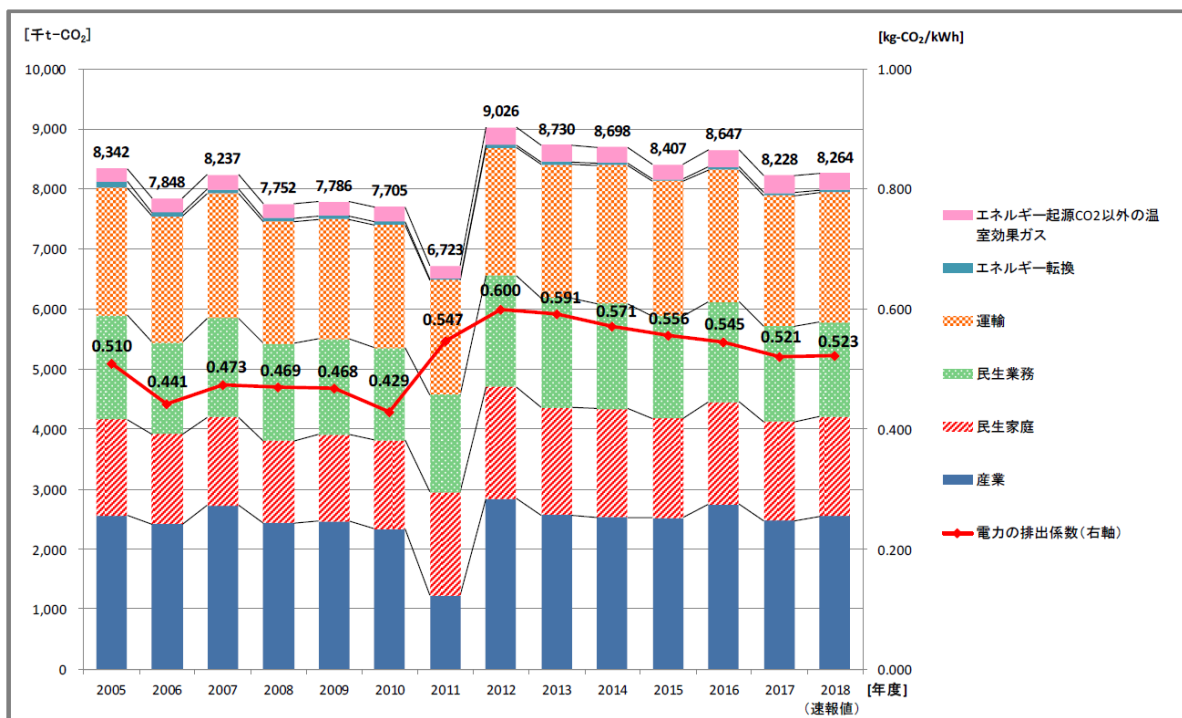
図 6.2.5-2 配慮が必要な施設等位置（保育所・認定こども園、福祉施設等）

6.2.6 温室効果ガス

仙台市域における温室効果ガス排出量及びその部門別の割合の推移は図 6.2.6-1に示すとおりである。

平成29年度（2017年度）における仙台市域の温室効果ガス排出量の確定値の推計結果は、総排出量で822万8千t - CO₂となり、前年度（2016年度）と比較して、4.8%の減少となっている。また、部門別の排出割合をみると、産業部門が最も高くなっている。

また、平成17年度（2005年度）からの推移でみると、仙台市域における温室効果ガス排出量は、平成17年度（2005年度）以降微減傾向で推移し、平成23年度（2011年度）には東日本大震災による経済活動の停滞等の影響を受け大きく減少した。その後は、産業部門の活動量増加及び電力排出係数上昇の影響等を受け、平成24年度（2012年度）には増加に転じ、以降微減傾向で推移している。



注) 平成30年度（2018年）のデータは速報値である。

「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要（仙台市）」より作成

図 6.2.6-1 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

6.2.7 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

事業計画地及びその周辺地域の自然関係法令等による地域指定等の状況は表 6.2.7-1 のとおりであり、自然環境保全に係る指定地域等の状況は以下のとおりである。

ア. 自然公園区域

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号 最終更新：令和元年法律第 37 号)に基づく国立公園、国定公園は、調査範囲には存在しない。「県立自然公園条例」(昭和 34 年 宮城県条例第 20 号)に基づく県立自然公園は、図 6.1.5-4 のとおりであり、周辺には「県立自然公園船形連峰」及び「県立自然公園二口峡谷」が存在し、事業計画地は「県立自然公園二口峡谷」の一部に位置している。

イ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号 最終更新：平成 26 年法律第 46 号)に基づく指定状況は図 6.2.7-1 のとおりであり、事業計画地には「鳥獣保護区」及び「特定猟具使用禁止区域(銃)」、「指定猟法禁止区域(鉛製散弾)」が存在している。

ウ. 保安林

「森林法」(平成 26 年法律第 249 号 最終更新：令和 2 年法律第 41 号)に基づく「保安林」の指定状況は図 6.2.7-2 のとおりであり、事業計画地には「保安林」の一部が存在する。

エ. 保存樹林、保存樹木、保存緑地

「杜の都の環境をつくる条例」(平成 18 年 仙台市条例第 47 号)に基づく「保存樹林」は表 6.2.7-2、「保存樹木」は表 6.2.7-3 のとおりであり、その位置は図 6.2.7-3 に示すとおりであり、事業計画地にはこれらの指定はない。

表 6. 2. 7-1 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象			指定有(○)、無(×)		関係法令等	
			調査範囲	事業計画地		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	○	○	県立自然公園条例	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×	自然環境保全条例	
		県緑地環境保全地域	○	×		
	自然再生事業の対象区域	×	×	自然再生推進法		
	自然遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
		緑地保全地域	×	×		
		緑地協定	×	×		
		生産緑地地区	×	×		
		保存緑地・保存樹木	○	×	杜の都の環境をつくる条例	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		鳥獣保護区	○	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
		鳥獣保護区（特別保護地区）	×	×		
		特定猟具使用禁止区域	○	○		
		指定猟法禁止区域	○	○		
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	
保護水面		×	×	水産資源保護法		
その他	緑の回廊	×	×	国有林野の管理経営に関する法律		
	保護林	×	×			
文化財保護	文化遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		
	史跡・名勝 天然記念物	国指定	史跡・名勝	○	×	文化財保護法
			天然記念物	×	×	
		県指定	史跡・名勝	×	×	県文化財保護条例
			天然記念物	×	×	
		市(町)指定	史跡・名勝	×	×	市(町)文化財保護条例
			天然記念物	×	×	
景観保全	景観	重要文化的景観	×	×	文化財保護法	
		景観重要建造物・景観重要樹木	×	×	景観法	
		景観計画区域	○	○		
		風致地区	×	×	都市計画法	
国土防災	保安林	○	○	森林法		
	砂防指定地	○	○	砂防法		
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
その他	国民保養温泉地	×	×	温泉法		
	環境保全区域(広瀬川の河岸)	×	×	広瀬川の清流を守る条例		

表 6.2.7-2 保存樹林

No.	樹種	所在地	指定年月日
1	アカマツ林	仙台市青葉区上愛子松原	平成19年12月12日

注) No. は図 6.2.7-3 の図中番号に対応する。

「緑の保全」(仙台市HP)より作成

表 6.2.7-3 保存樹木

No.	呼称	樹種	所在地	樹齢(年)	樹高(m)	幹周(m)
2	宇那禰神社のすぎ(1)	スギ	青葉区芋沢	370	28.0	4.4
3	宇那禰神社のすぎ(3)	スギ	青葉区芋沢	300	29.0	2.6
4	宇那禰神社のすぎ(4)	スギ	青葉区芋沢	300	31.6	3.0
5	宇那禰神社のひのき	ヒノキ	青葉区芋沢	300	28.6	2.4
6	旧大倉中学校のけやき	ケヤキ	青葉区大倉	300	19.5	4.8
7	熊ヶ根のかや	カヤ	青葉区熊ヶ根	500	14.7	5.0
8	秋保神社のいちよう	イチョウ	太白区秋保町長袋	350	33.0	4.1
9	秋保神社のしだれざくら	シダレザクラ	太白区秋保町長袋	300	13.0	1.9
10	秋保中学校のけやき	ケヤキ	太白区秋保町長袋	250	26.0	3.8
11	秋保のいちよう	イチョウ	太白区秋保町長袋	500	33.0	—
12	秋保野尻のいちい	イチイ	太白区秋保町馬場	250	6.2	0.8
13	秋保のひよくひば	ヒヨクヒバ	太白区秋保町長袋	300	25.0	4.0
14	秋保馬場不動堂のいちよう	イチョウ	太白区秋保町馬場	350	35.0	4.4
15	福岡の赤松	アカマツ	泉区福岡	300	17.2	2.3
16	東泉寺のかや	カヤ	泉区福岡	150	20.7	2.5
17	東泉寺のかつら	カツラ	泉区福岡	200	25.6	2.5
18	東泉寺のいちよう	イチョウ	泉区福岡	100	24.3	2.9
19	鷲倉神社の姥杉 (宮城県指定天然記念物)	スギ	泉区福岡	500	41.5	8.6

注) No. は図 6.2.7-3 の図中番号に対応する。

「杜の都の名木・古木」(仙台市HP)より作成

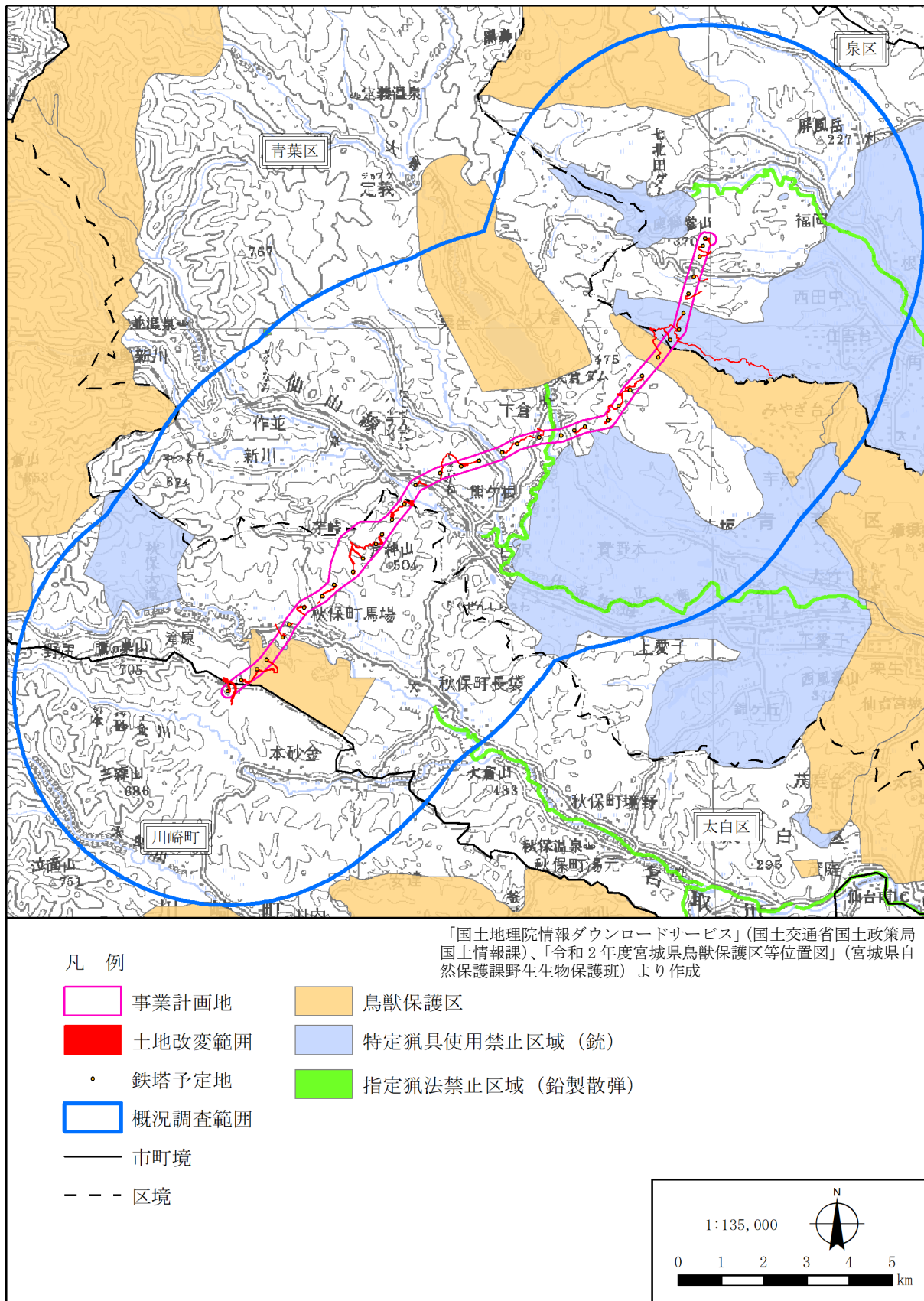
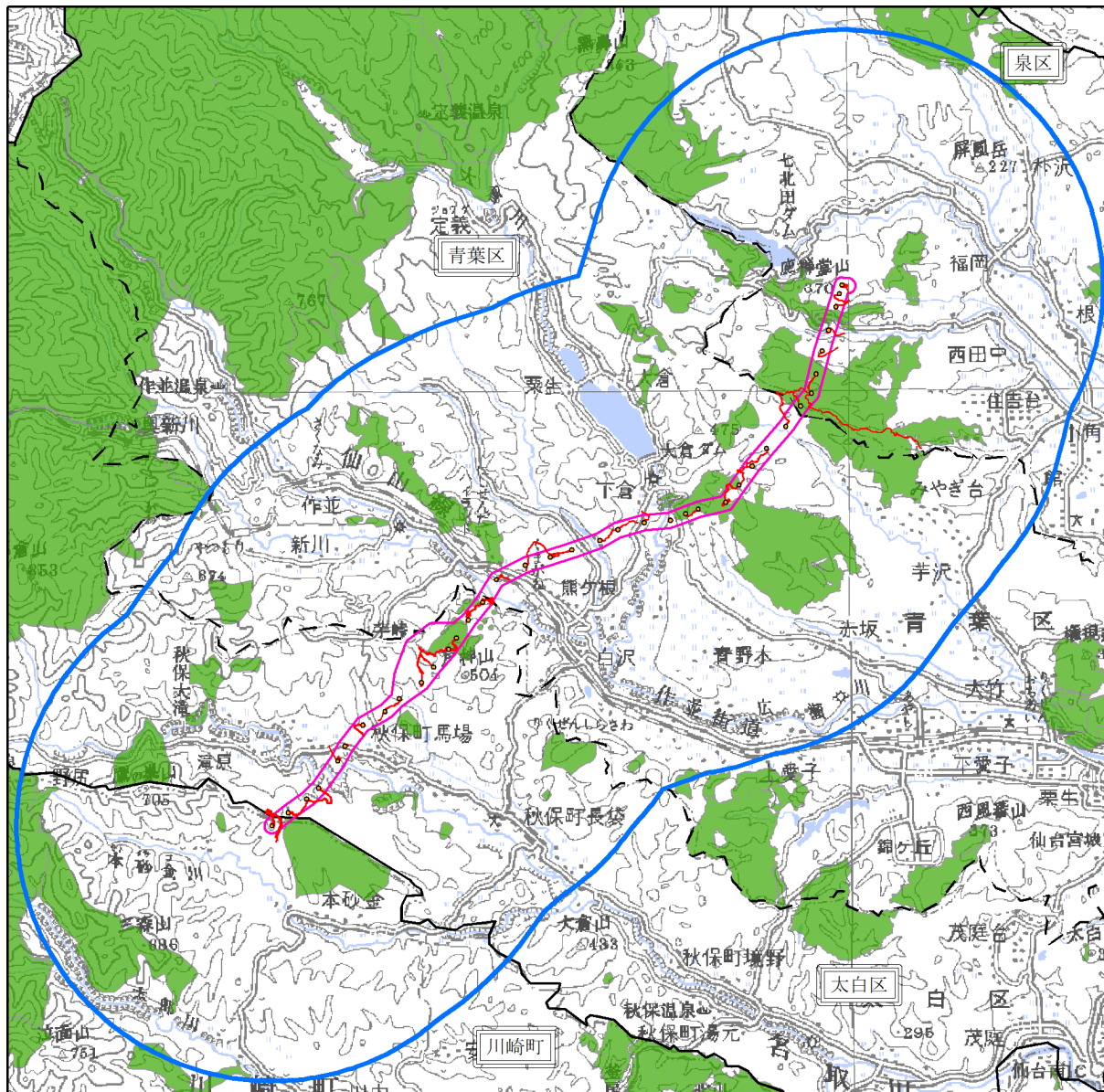


図 6.2.7-1 鳥獣保護区等位置



凡例
 「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省国土政策局国土情報課)
 「宮城県森林情報提供サービス」(宮城県HP)より作成

- 鉄塔予定地
- 保安林
- 土地改変範囲
- 事業計画地
- 概況調査範囲
- 市町境
- - - 区境

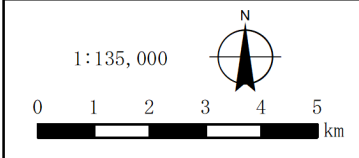
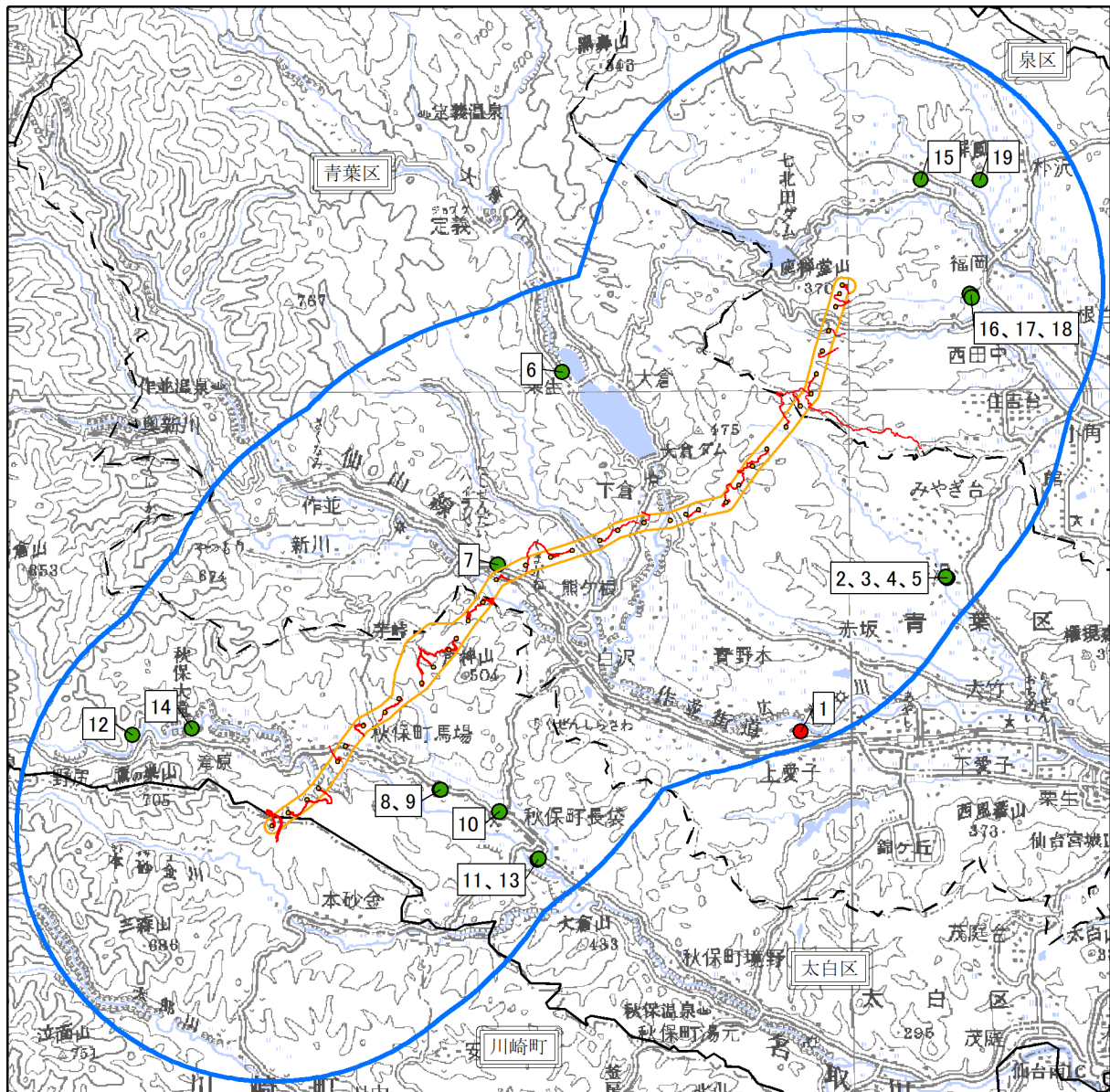


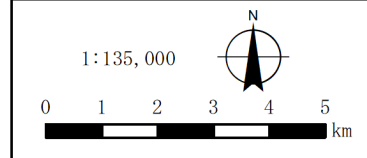
図 6.2.7-2 保安林位置



凡例

- 事業計画地
- 土地改変範囲
- 保存樹林
- 保存樹木
- 鉄塔予定地
- 概況調査範囲
- 市町境
- - - 区境

「自然環境調査 Web-GIS」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)
 「せんだいくらしのマップ」(仙台市HP)
 「緑の保全」(仙台市HP) より作成



注) 図中番号は表 6.2.7-2~3 の No. に対応する。

図 6.2.7-3 保存樹林・保存樹木

2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）により、表 6.2.7-4のとおり定められている。

なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用されない。

表 6.2.7-4 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間98%値が環境基準（環境上の条件）を超えないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	長期基準として、1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が短期基準の35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	/	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。		

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境庁告示第33号）
 「環境大気常時監視マニュアル 第6版」（環境省 水・大気環境局、平成22年）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表 6.2.7-5のとおり定められている。同じく航空機騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）により、表 6.2.7-6のとおり定められている。

調査範囲における騒音に係る環境基準類型指定の状況は、図 6.2.7-4に示すとおりであり、事業計画地及びその周辺は類型指定されていない。

表 6.2.7-5 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年環大企第257号）により、次のとおり定められている。

(1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）より作成

表 6.2.7-6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 154 号) より作成

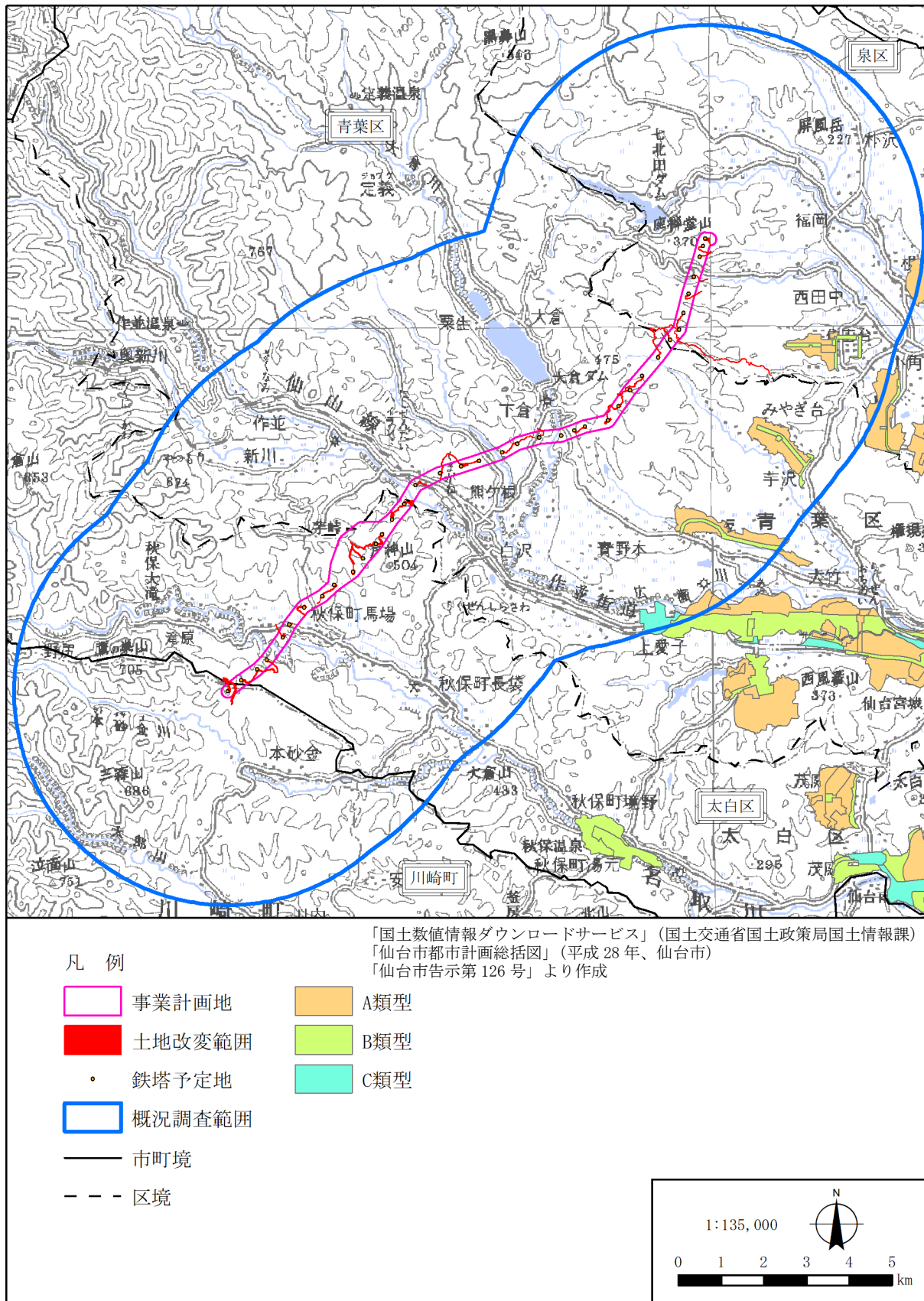


図 6.2.7-4 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により、表 6.2.7-7～8のとおり定められている。

このうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に、「生活環境の保全に関する環境基準」は、各公共用水域の水域類型ごとに定められている。

事業計画地周辺における水質汚濁に係る水域類型の指定状況は、図 6.2.7-5のとおりであり、事業計画地及びその周辺はAA類型の大倉川及び名取川上流部、A類型の七北田川、広瀬川が存在する。

表 6.2.7-7 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表 6.2.7-8(1) 生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川（湖沼を除く）

ア		基準値				
項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
		AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ		基準値		
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
		生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする（湖沼もこれに準ずる。）。)

表 6.2.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 湖沼

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準は適用しない。

注) 1. 自然環境保全、水道、環境保全については、河川と同じ。
 2. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等不栄養湖型の水域の水産生物用
 3. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3. 農業用水については、全輪の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全、水道、環境保全については河川と同じ。ただし「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄化操作を行うものをいう。
 2. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び3種の水産生物用
 水産2種：わかさぎ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

表 6.2.7-8(3) 生活環境の保全に関する環境基準

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以下
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

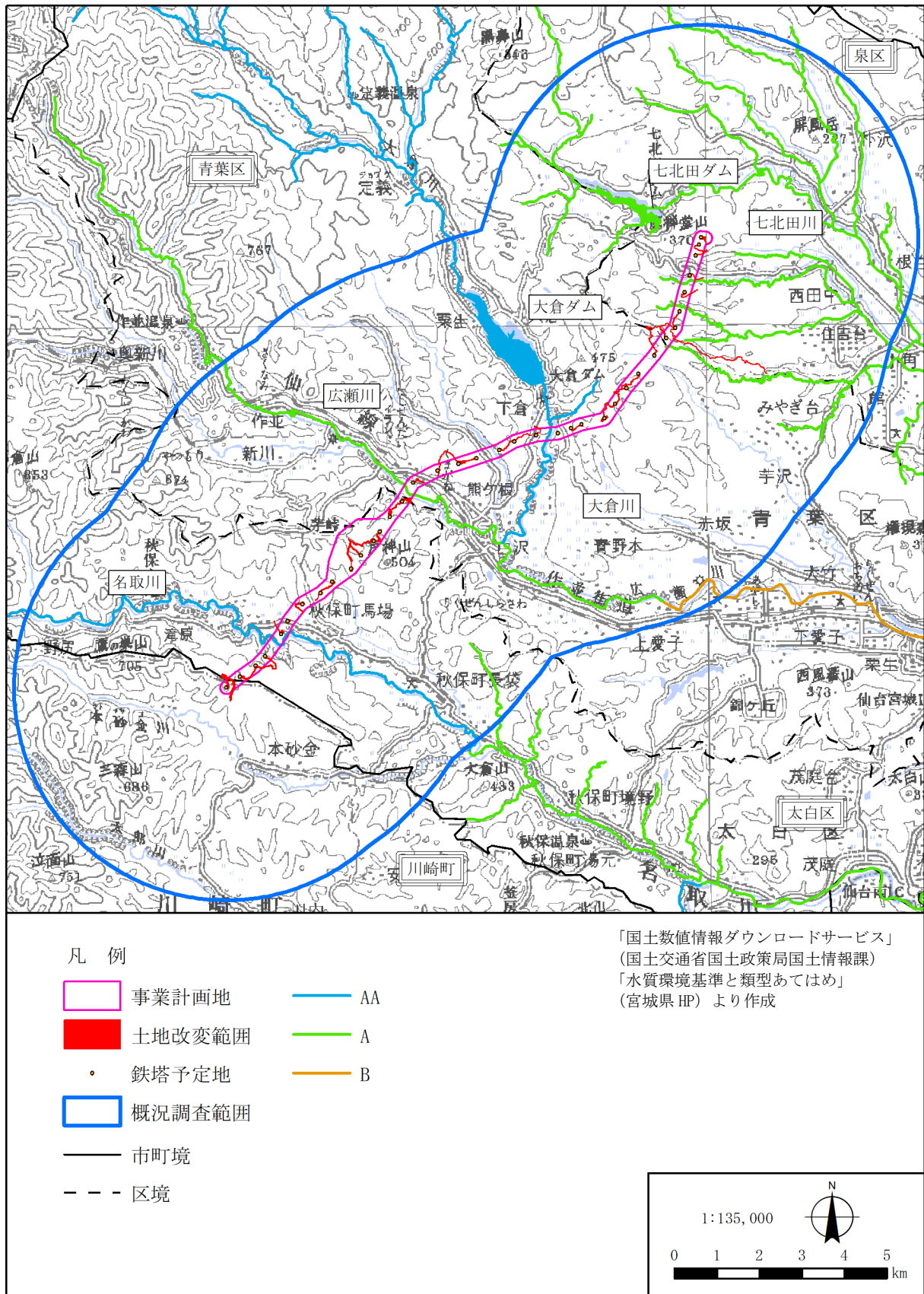


図 6.2.7-5 水域類型の指定状況

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、表 6.2.7-9のとおり定められている。

表 6.2.7-9 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4 ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 検液中に「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注) 土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもつたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）より作成

⑤ 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）により、表6.2.7-10のとおり定められている。

表 6.2.7-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）より作成

⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により、表 6.2.7-11 のとおり定められている。

表 6.2.7-11 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成

イ. 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）により、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。

宮城県では「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）により、ばい煙特定施設等を定め硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

また、仙台市でも「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）により、ばい煙等として硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

② 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）等により、規制地域を指定して事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制基準及び自動車騒音に係る要請限度が定められている。

a. 工場騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）では、区域を指定した地域内に特定施設を設置する工場又は事業場に対して規制基準を定めている。

また、「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）では、区域を指定した地域内の全事業場に対して表 6.2.7-12 のとおり規制基準を定めているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-1(1) (p6-136) のとおり青葉区全域と太白区の一部が市街化調整区域に指定されている。

表 6.2.7-12 工場等の騒音に係る規制基準

		時間の区分		
		昼 間	朝・夕	夜 間
区域の区分		8 時 ～ 19 時	6 時 ～ 8 時 19 時～ 22 時	22 時 ～ 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

- 注) 1. 区域の区分は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域の用途地域である。
 2. 都市計画区域外における「宮城県公害防止条例」の特定事業場は、第 2 種区域を適用する。
 3. 第 2 種及び第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有症診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地及びその周囲 50m の区域内においては上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）

「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（昭和 49 年宮城県告示第 1318 号）

「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 185 号）より作成

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づき、指定された地域において、特定建設作業を行う場合に適用される。

また、「仙台市公害防止条例」(平成 8 年仙台市条例第 5 号)により、表 6.2.7-13 のとおり規制基準が定められているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-2 (p6-141) のとおり「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に定める都市計画区域の用途地域に指定されていない。

表 6.2.7-13 建設作業の騒音に係る規制基準

規制種別	イ区域	ロ区域
基準値	80 デシベル (敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	21:00~6:00
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考		
イ区域		
(1) 都市計画法の規定により指定された都市計画区域。ただし、工業地域及び工業専用地域を除く。		
(2) 工業地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、老人福祉施設等敷地 80m までの区域。		
ロ区域		
(1) 工業地域のうちイ区域(2)以外の区域		

注) 作業場所が学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等施設の敷地の周囲 50m 以内の区域にある場合は、作業場所の敷地境界線において 75 デシベルとする。

「仙台市公害防止条例」(平成 8 年仙台市条例第 5 号) より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づき区域の区分ごとに表 6.2.7-14 のとおり定められているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-2 (p6-141) のとおり「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に定める都市計画区域の用途地域に指定されていない。

表 6.2.7-14 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 時～22 時	22 時～6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考			
a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域			
b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域			
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

- 注) 1. 区域の区分は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく都市計画区域の用途地域である。
2. 仙台市において a 区域とは、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域の区域並びに特別用途地区のうち文教地区として指定された区域(以下「文教地区」という。)をいう。b 区域とは、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の区域(文教地区を除く。)、近隣商業地域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域に囲まれている区域並びに市街化調整区域の区域をいう。c 区域とは、近隣商業地域(b 区域に該当する区域を除く。)、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域をいう。
3. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
- 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)
- 「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の区域の区分及び時間の告示」(平成 12 年宮城県告示第 315 号)
- 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成 12 年仙台市告示第 230 号)より作成

③ 振動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）等により、規制地域を指定して事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動に係る要請限度が定められている。

a. 工場振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）では、区域を指定した地域内に特定施設を設置する工場又は事業場に対して規制基準を定めている。

また、「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）では、区域を指定した地域内の全事業場に対して表 6.2.7-15 のとおり規制基準を定めているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-1(1) (p6-136) のとおり青葉区全域と太白区の一部が市街化調整区域に指定されている。

表 6.2.7-15 工場等の振動に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 1. 区域の区分は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域の用途地域である。
 2. 都市計画区域外における「宮城県公害防止条例」の特定事業場は、第 1 種区域の基準を適用する。
 3. 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地及びその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。
 4. 近隣商業地域でその周辺が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層専用地域であるものについては、第 1 種区域の基準を適用する。
 「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
 「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）
 「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（昭和 52 年宮城県告示第 111 号）
 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 188 号）より作成

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づき、指定された地域において、特定建設作業を行う場合に適用される。

また、「仙台市公害防止条例」(平成 8 年仙台市条例第 5 号)により、表 6.2.7-16 のとおり規制基準が定められているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-2 (p6-141) のとおり「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に定める都市計画区域の用途地域に指定されていない。

表 6.2.7-16 建設作業の振動に係る規制基準

規制種別	イ区域	ロ区域
基準値	75 デシベル (敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	21:00~6:00
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考		
イ区域		
(1)都市計画法の規定により指定された都市計画区域。ただし、工業地域及び工業専用地域を除く。		
(2)工業地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、老人福祉施設等敷地 80m までの区域。		
ロ区域		
(1)工業地域のうちイ区域(2)以外の区域		

注) 作業場所が学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等施設の敷地の周囲 50m 以内の区域にある場合は、作業場所の敷地境界線において 70 デシベルとする。

「仙台市公害防止条例」(平成 8 年仙台市条例第 5 号)より作成

c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき区域の区分ごとに表 6.2.7-17 のとおり定められているが、事業計画地及びその周辺は、図 6.2.2-2 (p6-141) のとおり「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に定める都市計画区域の用途地域に指定されていない。

表 6.2.7-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		8 時 ～ 19 時	19 時 ～ 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

- 注) 1. の区分は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域の用途地域である。
2. 台市において「第 1 種区域」とは、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域であるもの並びに市街化調整区域の区域をいう。「第 2 種区域」とは、近隣商業地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域をいう。
3. 市計画用途地域の指定のない地域については、第 1 種区域の基準を適用する。
「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）
「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和 53 年宮城県告示第 265 号）
「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」（平成 8 年仙台市告示第 190 号）より作成

④ 水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）により、特定施設を設置している工場又は事業場から河川や海域等の公共用水域に排出される水等の規制基準が表 6.2.7-18 のとおり定められている。

表 6.2.7-18(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項 目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1mg CN/L	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共水域に排出されるもの	10mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共水域に排出されるもの	8mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号）より作成

表 6. 2. 7-18(2) 水質汚濁に係る排水基準（一般項目）

単位：mg/L

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準			
			下水道整備区域	その他の区域	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上
	排水	50m ³ /日以上	25m ³ /日以上		50m ³ /日以上 25m ³ /日以上	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上
pH（水素指数）	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD（海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用）		160（120）	30（20）	130（100）	160（120）	160（120）
COD（海域・湖沼に排出する場合に適用）		160（120）	160（120）	160（120）	160（120）	160（120）
浮遊物質量		200（150）	90（70）	200（150）	200（150）	200（150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数（個/cm ³ ）		（3,000）	（3,000）	（3,000）	（3,000）	（3,000）

注) 1. () の数値は日間平均値

2. 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。
3. 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに^{※2}の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日、総理府令第35号、環境省令第15号）

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日、宮城県条例第40号）

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日、仙台市条例第5号）

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」（仙台市）より作成

⑤ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和46年宮城県条例第12号）で地域を指定し、一定の要件の設備により地下水を採取する場合に規制している。事業計画地及びその周辺は指定地域外となっている。

なお、本事業では、地下水の汲み上げは行わない。

(2) 行政計画・方針等

1) 仙台市総合計画（仙台市基本計画 2021-2030 及び仙台市実施計画 2021-2023）

仙台市総合計画は、21 世紀半ばを見据えた目指す都市の姿と今後 10 年後の取り組みの方向性を示す「仙台市基本計画 2021-2030」と概ね 3 年間ごとに策定する中期的な計画目標と具体的な取り組みを示した事業計画を示した「仙台市実施計画 2021-2023」からなっている。

基本計画では、目指す都市の姿としてこれまで培ってきた仙台市の都市個性「環境」「共生」「学び」「活力」を見つめ直し、表 6.2.7-19 に示すとおり、4 つの「目指す都市の姿」を掲げ、その姿の実現に向けて重点的に取り組む 8 つのチャレンジプロジェクトが示されている。

また、「仙台市基本計画」の目指す都市の姿及びその実現に向けた施策の方向性に基づく計画の着実な推進と実効性の確保のため、今後 3 年間に取り組む目標と施策が示された「仙台市実施計画 2021-2023」が策定されている。本事業に関係すると考えられる「②防災環境都市プロジェクト」のうち関係する施策及びその目標値は、表 6.2.7-20 に示すとおりである。

表 6.2.7-19 仙台市の目指す都市の姿

(まちづくりの理念) 挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～ ※「The Greenest City」という言葉は世界的に使われ始めており、都市緑化率や環境問題への取り組み度合いなどの指標も盛り込まれた、都市の住みやすさを表現する言葉の一つです。	
杜の恵みと共に暮らすまちへ Green ⇒ 自然 (Nature)	<input type="checkbox"/> 豊かな自然・市民の暮らし・都市機能が調和した、風格を備え住みよさを実感できるまち <input type="checkbox"/> 災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
多様性が社会を動かす共生のまちへ Green ⇒ 心地よさ (Comfort)	<input type="checkbox"/> 心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らすことができるまち <input type="checkbox"/> 一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を社会全体の力に変えるまち
学びと実践の機会があふれるまちへ Green ⇒ 成長 (Growth)	<input type="checkbox"/> 子どもたちが健やかに育ち、学ぶ喜びを実感できるまち <input type="checkbox"/> すべての人に成長の機会があふれ、東北や世界の未来にも貢献する人材を次々と輩出するまち
創造性と可能性が開くまちへ Green ⇒ 進め！ (Green Light)	<input type="checkbox"/> 新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化・社会的課題の解決・東北の活力につながるまち <input type="checkbox"/> グローバルな経済活動や多彩な交流が生まれるまち

「仙台市基本計画 2021-2030」（令和 3 年 3 月、仙台市）より作成

表 6.2.7-20 関係するプロジェクト及びその目標値

②防災環境都市プロジェクト				
<目標> 持続可能でしなやかな都市環境をつくる <実施の方向性> ・防災・減災の備えを日常生活に織り込む ・環境負荷の低い生活・ビジネススタイルを定着させる ・都市インフラの持続可能性を高める				
施策	概要	項目	基準値	目標値
(5)脱炭素都市づくり推進	脱炭素社会を実現するため、市民や事業者との協働により、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応を進めるとともに、環境教育などに取り組みます。	市域における温室効果ガス排出量	911 万 t-CO ₂ (平成 25 年度)	593 万 t-CO ₂ (令和 12 年度) ※森林等による吸収量を含む
		市役所におけるエネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量	18.8 万 t-CO ₂ (平成 25 年度)	15.1 万 t-CO ₂ (令和 5 年度)
		環境教育・学習推進事業の講座・イベントなどの年間参加者数	—	18,000 人 (令和 5 年度)
(6)資源循環都市づくり推進	環境負荷の低い生活・ビジネススタイルを実現するため、食品ロスを削減するなど、ごみ減量に取り組むとともに、プラスチックをはじめとしたごみのリサイクルを進めます。	ごみ総量	37.3 万 t (令和元年度)	35.0 万 t (令和 7 年度)
		ごみの最終処分量	5.2 万 t (令和元年度)	4.9 万 t (令和 7 年度)
		1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	463 g (令和元年度)	430 g (令和 7 年度)
		家庭ごみに占める資源物の割合	42.5% (令和元年度)	35.0% (令和 7 年度)

「仙台市実施計画 2021-2023」(令和 3 年、仙台市)より作成

2) 杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2021-2030(以下「杜の都環境プラン」という。)は、仙台市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、「仙台市総合計画」で掲げる環境面からの目指す都市の姿「杜の恵みと共に暮らすまち」を実現するための計画として位置づけられている。

杜の都環境プランで掲げる「目指す環境都市像」と4つの「分野別の環境都市像」を表6.2.7-21に示す。環境都市像を実現するため、杜の都環境プランでは、表6.2.7-22に示すように、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらに共通する「行動する人づくり」として施策体系に加えられている。

表 6.2.7-21 「杜の都環境プラン」における目指す環境都市像

環境都市像	杜の恵みを活かした、持続可能なまち	
分野別の 環境都市像	脱炭素都市 づくり	活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまち
	自然共生都市 づくり	豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち
	資源循環都市 づくり	限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち
	快適環境都市 づくり	健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、その魅力を体感できるまち
	行動する人づくり	全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切にし、行動するまち

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年、仙台市)より作成

表 6.2.7-22 「杜の都環境プラン」における環境施策の目標と施策

脱炭素都市づくり	目標	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量 〈中期目標〉 令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 35%以上削減（森林等による吸収量を含む）します 〈長期目標〉 令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型のまちの構造をつくる ・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ・環境にやさしい交通への転換を進める ・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ・気候変動によるリスクに備える
自然共生都市づくり	目標	<input type="checkbox"/> みどりの総量（緑被率） みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます <input type="checkbox"/> 猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サンバ）の生息環境を維持・向上させます <input type="checkbox"/> 身近な生きものの認識度 身近な生きもの（9 種）について、全ての種における市民の認識度を現在よりも向上させます
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と多様な生きものを守る ・恵み豊かな里地里山を活性化させる ・グリーンインフラをまちづくりに活かす ・自然や生きものへの愛着をはぐくむ
資源循環都市づくり	目標	<input type="checkbox"/> ごみ総量（生活ごみと事業ごみの合計） 令和 12 年度（2030 年度）におけるごみ総量を 33 万トン以下（令和元年度（2019 年度）比で 12%以上削減）にします <input type="checkbox"/> ごみの最終処分量 令和 12 年度（2030 年度）におけるごみの最終処分量を 4.6 万トン以下（令和元年度（2019 年度）比で 12%以上削減）にします <input type="checkbox"/> 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 令和 12 年度（2030 年度）における 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 400 グラム以下（令和元年度（2019 年度）比で 14%以上削減）にします <input type="checkbox"/> 家庭ごみに占める資源物の割合 令和 12 年度（2030 年度）における家庭ごみに占める資源物の割合を 30%以下（令和元年度（2019 年度）比で 12.5 ポイント以上引下げ）にします
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う行動を定着させる ・資源の有効利用を進める ・廃棄物の適正な処理体制を確保する
快適環境都市づくり	目標	<input type="checkbox"/> 環境基準の達成状況 大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）を達成します <input type="checkbox"/> 環境に関する満足度 市民の「環境に関する満足度」（8 項目）について、全ての項目における満足度を現在よりも向上させます
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適な生活環境を保全する ・開発事業等における自主的な取り組みを促進する ・地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
行動する人づくり	目標	<input type="checkbox"/> 日常生活における環境配慮行動 日常生活における市民の環境配慮行動（25 項目）について、全ての項目における実践割合を現在よりも向上させます
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい行動の輪を広げる ・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（令和 3 年、仙台市）より作成

また、杜の都環境プランでは、環境都市像実現のため、行政が施策を推進するだけではなく、市民や事業者等の自主的な取り組みとして市民や事業者等が取り組むことが望ましい「主体別の環境配慮行動の指針」と、山から海まで広がる自然地理的特性を踏まえた「土地利用における環境配慮の指針」が示されている。

土地利用における環境配慮の指針では、自然地理的特性や土地利用の状況等を踏まえ図 6.2.7-6 に示すとおり「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の 5 つの地域に区分し、各地域における土地利用の基本的な考え方と環境に配慮すべき事項を示しており、本事業が位置する山地地域及び西部丘陵地・田園地域の指針は、表 6.2.7-23 に示すとおりである。

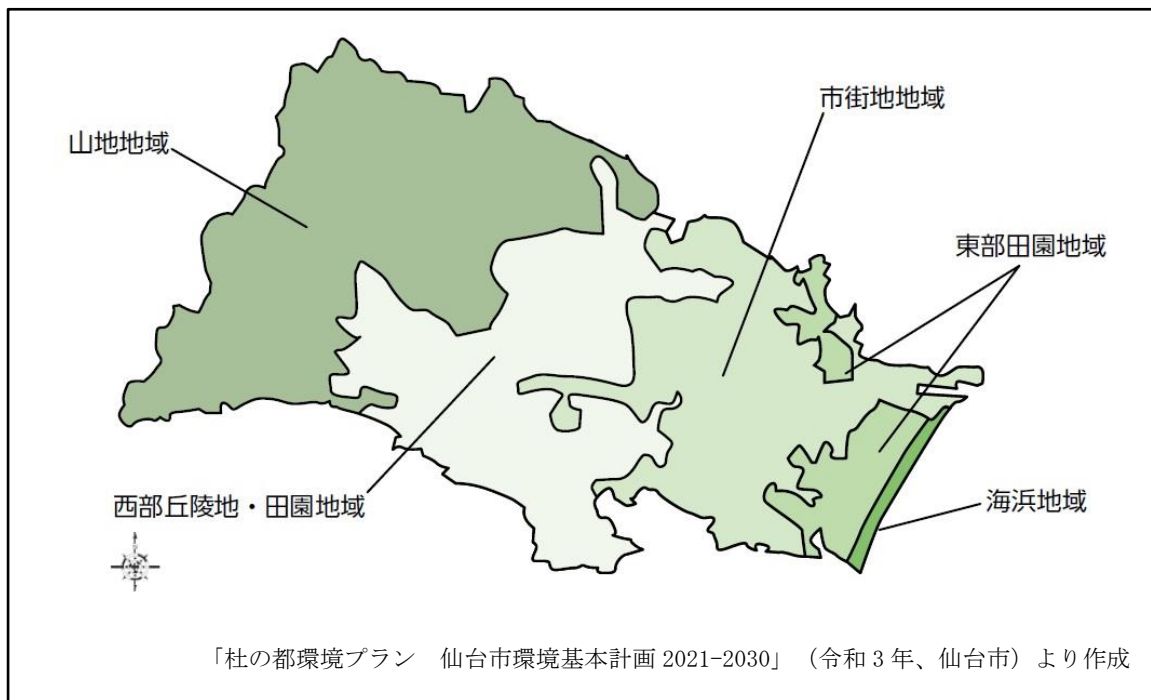


図 6.2.7-6 土地利用の状況からみた 5 つの地域

表 6.2.7-23 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

山地地域	基本的な考え方	<p>本地域は、蔵王国定公園や県立自然公園船形連峰、同二口峡谷を含み、原始的な森林など、自然環境が極めて豊かな地域となっており、美しい自然景観を形成しています。豊かな森林は、二酸化炭素の吸収源としても重要です。また、仙台市の水源である七北田ダムや大倉ダム、青下ダムも存在しています。そのため、自然公園等としての利用を図りつつも、豊かな自然環境とこの地域に生育・生息する生きものを保全するとともに、生活に不可欠な水資源等を確保していく必要があります。</p>
	環境配慮の指針	<p>(1) 自然環境が極めて豊かであり、仙台市の生物多様性や水資源等を確保する上で重要な地域であることから、自然環境を保全し、原則として開発事業等は実施しない。</p> <p>(2) 自然とのふれあいの場として活用を図る場合は、生物多様性や景観、水辺環境等の保全に最大限配慮し、環境への影響を最小限とするよう努める。</p>
西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域に連なり、都市近郊にあって豊かな自然環境を有している地域であり、太白山県自然環境保全地域や権現森、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域等を含んでいます。また、この地域は、集落とそれをとりまく森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を有する里地里山の環境を形成しています。</p> <p>里地里山には、絶滅危惧種などの希少な動植物が多く生育・生息するため、本地域は、仙台市の生物多様性を保全する上で重要な地域です。また、美しい里地里山の景観の保全や、二酸化炭素の吸収源確保、土砂災害や洪水防止機能等の面からも重要であり、都市的な土地利用への転換にあたっては、慎重な対応が求められます。</p> <p>また、里地里山は、人が自然との関わりを持つことで形成、維持されてきた環境であることから、森林や農地の適切な維持管理を進めるとともに、木材等の供給や自然とのふれあいの場として積極的に活用していくことが求められます。</p>
	環境配慮の指針	<p>(1) 仙台市の生物多様性の連続性を支えるとともに、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災害防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。</p> <p>(2) 希少な生きものの生育・生息地や植生自然度の高い森林、地域住民に親しまれている自然環境等については、原則として保全を図る。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、動物の移動経路となる緑のネットワークを確保するなど、環境への影響を最小限とするよう努める。また、環境への影響を回避・低減することが困難な場合は、代償措置を実施する。</p> <p>(3) 森林や農地の適切な維持管理に努めるとともに、環境と調和した農林業等を実施する。また、森林資源等の持続的な利用を進める。</p> <p>(4) 農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。</p> <p>(5) 良好な里地里山の環境に生育・生息する動植物の保全に努めるとともに、生物多様性に配慮した緑化に努める。</p> <p>(6) 畜産業や林業等により発生する未利用のバイオマスについて、堆肥化や燃料化により、有効活用を図る。</p> <p>(7) 森林保全活動や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める。</p> <p>(8) きれいな空気や水、静穏な音環境などの良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。</p> <p>(9) 野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理する、動物が隠れやすい藪を刈るなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める。</p>

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年、仙台市)より作成

3) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で長期的な視点に立った都市の将来像を示し、実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことを目的に、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度を計画期間として、令和3年3月に策定されている。

仙台市都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「選ばれる都市へ調整し続ける“新たな杜の都”」が掲げられ、都市づくりに係る基本方針を実現するため、「土地利用」「交通」「緑・景観」「防災・環境」「協働まちづくり」の5つの部門ごとの具体的な都市づくりの考え方が示されている。このうち、「土地利用」のうち自然環境について、図6.2.7-7に示すとおり、「自然環境保全ゾーン」「集落・里山・田園ゾーン」「市街地ゾーン」毎ごとに考え方が示されている。事業計画地が位置する「自然環境保全ゾーン」「集落・里山・田園ゾーン」の土地利用の基本方針は表6.2.7-24のとおりである。

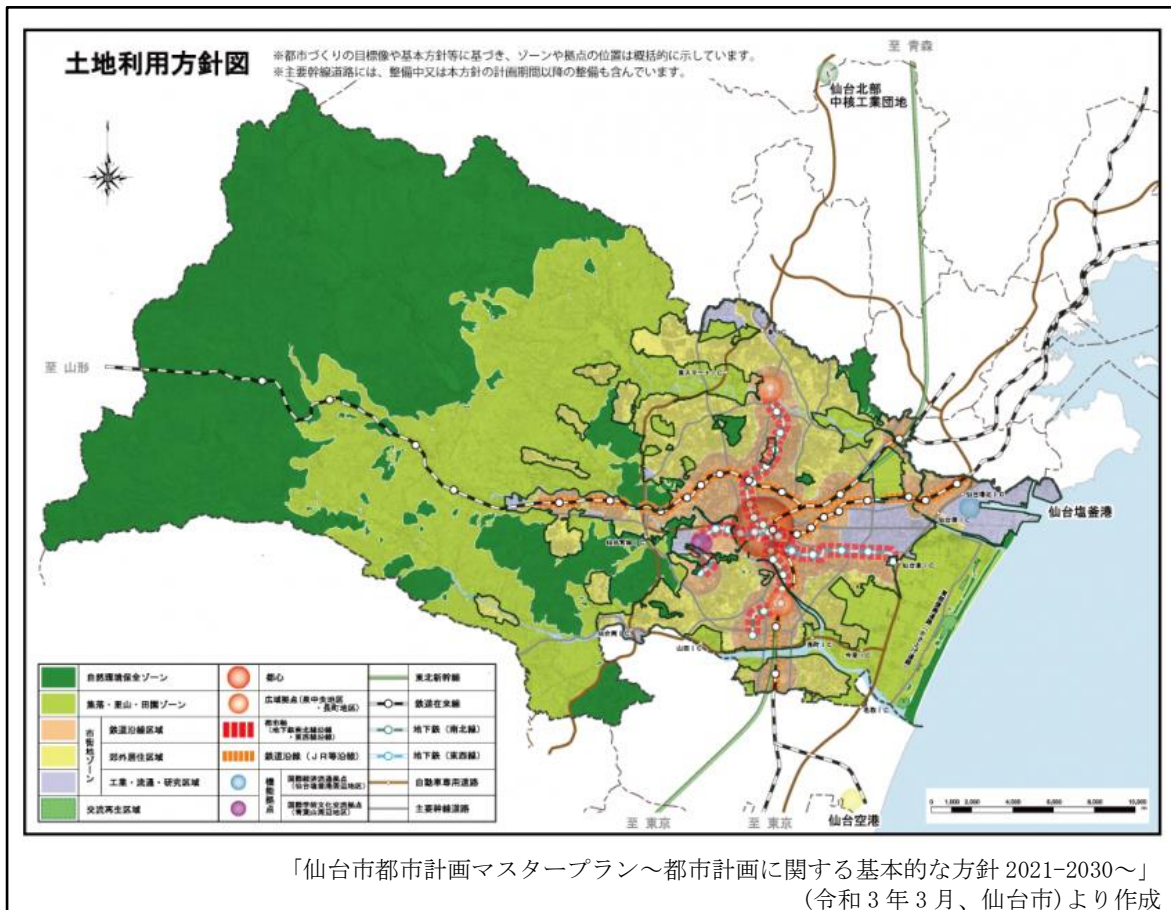


図 6.2.7-7 土地利用方針

表 6.2.7-24 土地利用の基本方針

(「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」)

<p>集落・里山・田園ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の流出調整機能や気候の緩和機能を持つ農地などについて、関係法令を厳正に運用し保全に努めます。また、田園地帯の原風景となる居久根の保全に努めます。 ・杜の都の風土を守る土地利用調整条例の適正な運用により、里山や田園環境の保全を最優先とした土地利用を誘導します。なお、土地利用転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などに限定し適正な土地利用を誘導します。 ・環境影響評価制度や開発事業の各種手続きにおいては、環境負荷の回避・低減を促すとともに、環境負荷に応じた代償措置実施の確保に努めます。 ・農業振興地域制度に基づき計画的な優良農地の保全に努めます。 ・市有林の維持管理や、民有林の維持管理に対する支援など、森林の適正な管理に努めます。 ・市民や地域の活動と連携しながら、多様な生物が生息する森林や水田、河川・池沼、干潟などの貴重な生態系や自然環境の再生に取り組みます。また、野生動物の生息域の確保につながる里山の保全にも取り組みます。
<p>自然環境保全ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物の貴重な生息・生育の場であり、二酸化炭素の吸収・固定機能などの優れた環境保全機能を有する森林などについて関係法令を厳正に運用し、豊かな自然環境の保全に努めます。 ・自然が豊かな地域においては、在来の野生動物の生息域を開発や道路などで分断することのないよう移動経路としての回廊などの確保に努めるとともに、生態系を結ぶ役割を持つ河川流域の保全に努めます。 ・杜の都の風土を守る土地利用調整条例の適正な運用により、自然環境の保全を最優先とした土地利用を誘導します。 ・森林や農地、水辺などの自然環境を生かして、市民が自然を学びふれあう機会や場の充実に取り組みます。 ・市街地を取り囲む青葉山など丘陵地の豊かな自然環境の保全に努めます。 ・水源涵養林の保全・維持管理や土地利用の適正化などにより、水源となる集水域の保全に努めます。

「仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」より作成

4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市みどりの基本計画は、少子高齢化や気候変動等みどりを取り巻く社会状況が変化に対して、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とし令和 3 年 6 月に策定されている。

仙台市みどりの基本計画では、『百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～』を基本理念として、表 6.2.7-25 に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する百年の杜づくりプロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は図 6.2.7-8 に示すとおりである。

表 6.2.7-25 基本方針と重点的な取り組み

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 みどりと共生するまち 自然環境保全・防災減災などに関するみどりの方針	① みどりによる雨水対策の推進 ② 生態系を育むみどりの保全・創出
2 みどりで選ばれるまち 活力・経済などに関するみどりの方針	③ 都心部の活力・にぎわいの創出 ④ 都心部の建築物等における質の高い緑化の創出
3 みどりを誇りとするまち 歴史文化・景観などに関するみどりの方針	⑤ 街路樹による風格ある景観づくり ⑥ 仙台ならではのみどりの活用
4 みどりとともに人が育つまち 子育て・教育・コミュニティ・健康増進などに関するみどりの方針	⑦ 子どもの遊び・学び環境の充実 ⑧ みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
5 みどりを大切にするまち みどりの維持管理・普及啓発などに関する方針	⑨ 施設マネジメントの推進 ⑩ みどりの魅力・情報発信の強化

「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和 3 年 6 月、仙台市）より作成

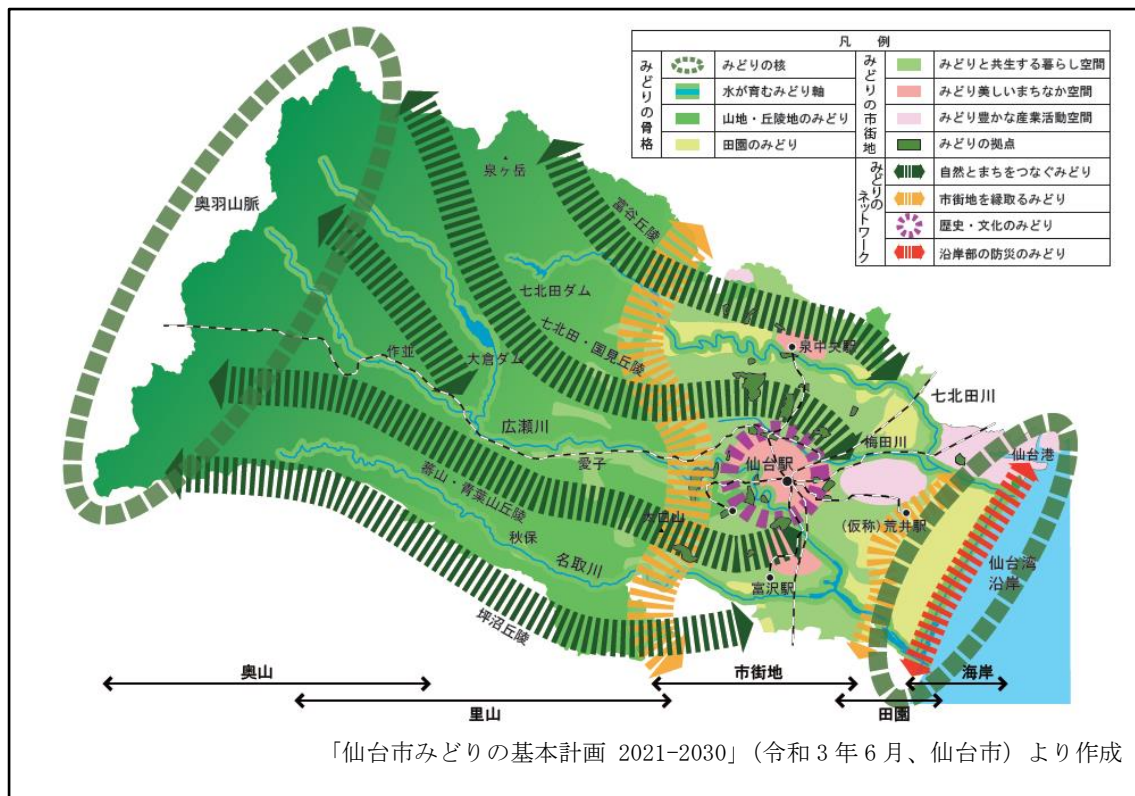


図 6.2.7-8 「百年の杜」将来像

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例で定める地球温暖化対策等の推進に関する計画及び「杜の都環境プラン」における低炭素都市づくりに関する個別計画と位置づけられている。温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るに必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、条例における基本理念の実現に向け、令和3年改定の方針性を以下のとおりとした。

- ①将来における脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速します。
- ②地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進します。
- ③安全で安心な地域社会を目指した、気候変動対応策を推進します。

地球温暖化対策推進計画の概要は表 6.2.7-26 に示すとおりである。

表 6.2.7-26 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	<p>中期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む） <p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和32年（2050年）における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す 	
施策体系	温室効果ガスの排出抑制施策	<p>1 脱炭素社会に向けた持続的で効果的なまちづくりを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 脱炭素型の都市骨格の形成 (2) 自然の働きを活かしたまちづくり <p>2 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) エネルギーの地産地消の推進 (2) 脱炭素型の建築物等の普及促進 <p>3 環境にやさしい交通への転換を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) エネルギー効率の高い交通体系の活用 (2) 環境にやさしい交通手段の利用促進 <p>4 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの減量や資源の有効活用 (2) 廃棄物処理における環境負荷の低減 <p>5 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ活動を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着 (2) 脱炭素に向けた行動を誘導する仕組みづくり <p>6 地域経済と環境の好循環を生み出す</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境価値の創出 (2) 脱炭素技術・産業の育成支援
	気候変動影響への適応施策	<p>1 気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業・林業 (2) 水環境・水資源 (3) 自然生態系 <p>2 自然災害による被害を最小限に抑える</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洪水・内水氾濫 (2) 高潮・高波 (3) 土砂災害 <p>3 健康に与える影響を把握し軽減する</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 暑熱 (2) 感染症 (3) その他 <p>4 事業活動・生活環境におけるリスクに備える</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済活動 (2) 都市インフラ、ライフライン等
	推進体制	<p>1 市民・事業者・行政の協働による推進</p> <p>2 関係行政機関や教育研究機関・諸団体等との連携による推進</p> <p>3 庁内の横断的連携による推進</p>
	進行管理	<p>1 進捗状況の把握・評価及び公表</p> <p>2 PDCAによる推進</p>

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」（令和3年、仙台市）より作成

6) 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表6.2.7-27及び図6.2.7-9に示すとおり市全域（景観計画区域）を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。事業計画地は、「山並み緑地ゾーン」に位置付けられており、一部「河川・海岸地ゾーン」及び「行楽地ゾーン」を含んでいる。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年）により景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、表6.2.7-28に示すとおり、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めているが、調査地域内に広告物景観地域、広告物モデル地区の指定はない。

表 6.2.7-27 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る 山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る 里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る 広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る 太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る 気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る 緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る 中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る 社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る 地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る 仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る 四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る 落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年、仙台市）より作成

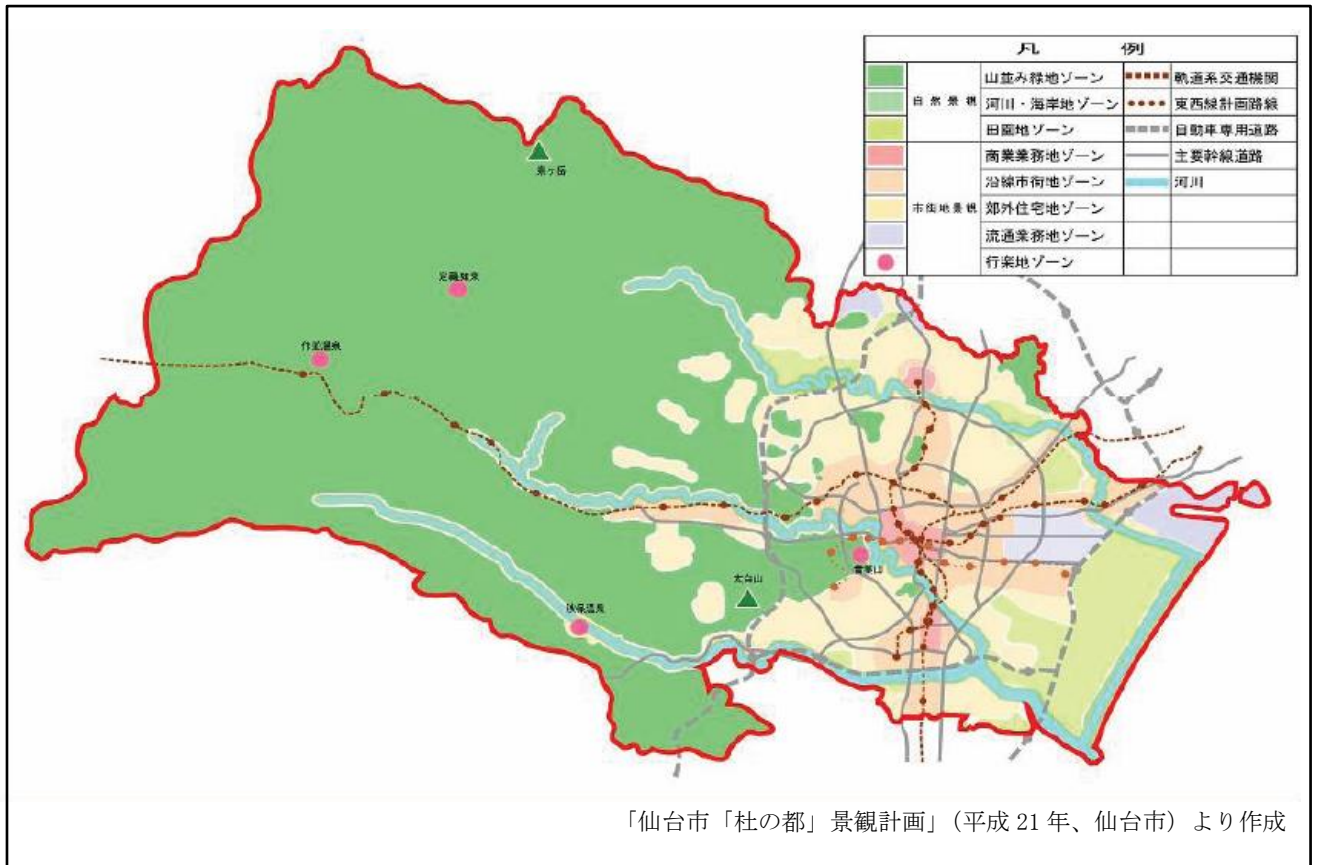


図 6.2.7-9 景観計画区域の 8 つのゾーン区分

表 6.2.7-28 屋外広告物に関する地域指定

地域	概要	該当する地域
禁止地域	広告物を掲出できない地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・風致地区 ・国立・国定・県立の自然公園、各種の都市公園、風致保安林、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域内 ※市長が指定する区域を除く ・国宝・重要文化財・県指定文化財・史跡名勝、天然記念物の指定地域内 ・古墳、墓地、火葬場・葬祭場・寺社・仏堂・教会などの敷地内 ・広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域 ・東北自動車道、仙台東部道路、三陸道、仙台南部道路、東北新幹線の市内全区間(道路については休憩所及び給油所を除く)及びその両端 500m以内(商業地域を除く地域。ただし、市街化区域にあっては路面高以上の部分に限る。) ・東北本線、仙山線、仙石線の市内全区間
許可地域	禁止地域以外の場所 第一種～第三種に区分される	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種許可地域 都市計画区域外の区域、市街化調整区域、第二種低層住居専用地域 ■ 第二種許可地域 第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域 ■ 第三種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域のうち、市長が指定する幹線道路(一般国道 4 号線(仙台バイパス)、一般国道 45 号線の一部区間、主要地方道仙台・塩釜線(産業道路)の一部区間、主要地方道仙台・松島線(利府街道)の一部区間)の境界線から 30m以内の地域

「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成 30 年、仙台市) より作成

第7章

環境影響評価項目、調査・予測及び評価の手法

第7章 環境影響評価項目、調査・予測及び評価の手法

7.1 環境影響評価項目の選定

7.1.1 環境影響要因の抽出

本事業に係るすべての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下「環境影響要因」という。）を、「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に区分して抽出した結果は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

項目	要因の抽出	抽出の理由	
工事による影響	資材等の運搬	○	工事中運搬車両の走行に伴い、沿道居住地周辺の大気質、騒音・振動の影響、動物の移動及び生息環境の騒音影響、自然との触れ合いの場の利用への影響及び二酸化炭素の排出等の環境影響が想定される。
	重機の稼働	○	重機の稼働に伴い、事業計画地及び工事中運搬道路施工箇所周辺の大気質、騒音・振動の影響、動物の生息環境への騒音影響及び二酸化炭素の排出等の環境影響が想定される。
	切土・盛土・掘削等	○	工事中運搬道路施工に伴う切土・盛土工事、鉄塔周辺工事用地・索道基地等の土地造成のための切土・盛土工事及び鉄塔基礎の掘削に伴い、粉じん及び雨水濁水の発生による動植物の生息及び生育環境への影響、廃棄物並びに残土の発生等の環境影響が想定される。
	建築物等の建築	○	架線工事に伴うヘリコプターの飛行及び巻き上げ用エンジンの騒音の居住地及び動物の生息環境への影響、廃棄物の発生等の環境影響が想定される。
	工事に伴う排水	×	工事に伴う排水は切土・盛土・掘削等に伴う濁水以外の発生はないことから環境影響要因は想定されない。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在による影響	変更後の地形	○	鉄塔用地ごとに小規模な変更地形の存在により、地形地質、動物の生息環境、眺望景観の変化等の環境影響が想定される。
	樹木伐採後の状態	○	鉄塔用地ごとに小規模な樹木が伐採された敷地が存在し、植物の生育、眺望景観及び二酸化炭素吸収量の変化等の環境影響が想定される。
	変更後の河川・湖沼	×	河川・湖沼の直接変更はないことから、環境影響要因は想定されない。
	工作物等の出現	○	一定間隔で鉄塔が存在し、電波障害、動物の生息環境及び眺望景観の変化等の環境影響が想定される。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
供用による影響	自動車・鉄道等の走行	×	年1回ヘリコプターによる巡視に伴う居住地や動物の生息環境への騒音影響、供用後の電磁界の発生による環境影響が想定される。
	施設の稼働	×	
	人の居住・利用	×	
	有害物質の使用	×	
	農薬・肥料の使用	×	
	資材・製品・人等の運搬、輸送	×	
	その他（ヘリコプターの稼働）	○	
	その他（電磁界）	○	

注) 「○」は環境影響要因として抽出、「×」は抽出しないことを示す。

7.1.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

「仙台市環境影響評価技術指針」（平成 11 年仙台市告示第 189 号）（以下、「技術指針」という。）を参考に、本事業に係る環境影響要因と、それにより影響を受けることが想定される環境の要素（以下、「環境影響要素」という。）の関係を整理し、本事業の内容、地域の特性等を勘案して影響の程度を検討した上で、環境影響評価の項目（以下、「評価項目」という。）を選定した。評価項目に選定した項目は、以下のとおり重点化、簡略化等の区分を行った。

- ① 重点化項目：調査・予測・評価を詳細に行う項目
- ② 一般項目：調査・予測・評価を標準的に行う項目
- ③ 簡略化項目：調査・予測・評価を簡略化して行う項目
- ④ 配慮項目：環境配慮で対応し、調査・予測・評価を行わない項目

抽出した評価項目は表 7.1-2 に、評価項目に選定した理由及び選定しなかった理由は、表 7.1-3 に示すとおりである。

表 7.1-2 環境影響要因と環境影響要素のマトリクス表

環境影響要因の区分 環境影響要素の区分		工事による影響				存在による影響			供用による影響		
		資材等の運搬	重機の稼働	削切土・盛土・掘	建築物等の建	変更後の地形	樹木伐採後の状態	工作物の出現	その他(ヘリコプターの稼働)	その他(電磁界)	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○						
			二酸化硫黄								
			浮遊粒子状物質	○	○						
			粉じん			※					
			有害物質								
		その他									
		騒音	騒音	○	○		○			△	
		振動	振動	○	○						
	低周波音	低周波音				△			△		
	悪臭	悪臭									
	その他										
	水環境	水質	水の汚れ								
			水の濁り			○					
			富栄養化								
			溶存酸素								
			有害物質								
			水温								
		その他									
		底質	底質								
		地下水汚染	地下水汚染								
		水象	水源								
			河川流・湖沼								
			地下水・湧水								
			海域								
	水辺環境										
	その他										
	土壌環境	地形・地質	現況地形				○				
			注目すべき地形								
			土地の安定性					○			
		地盤沈下	地盤沈下								
土壌汚染		土壌汚染									
その他											
その他の環境	電波障害	電波障害			△		△				
	日照障害	日照障害									
	風害	風害									
	その他	電磁界						△			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種			○		○				
		植生及び注目すべき群落			○		○				
		樹木・樹林等					○				
	森林等の環境保全機能					○					
	動物	動物相及び注目すべき種	○	○	○	○	○	○			
注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	○				
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的遺産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源					○				
		文化的景観資源					○				
	眺望					○	○	○			
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	△									
文化財	指定文化財等										
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物	廃棄物			○	○					
		残土			○						
		水利用									
	その他										
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○			○				
		その他温室効果ガス	○	○							
オゾン層破壊物質											
熱帯林使用											
その他											

注)「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(1) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠		
大気環境	大気質	二酸化窒素	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両の台数の日最大は鉄塔基礎コンクリート打設時の 15 台程度で影響は軽微と考えられるが、沿道に居住地が存在することから影響の程度を確認するため一般項目とする。	
				重機の稼働	○	重機の稼働台数は鉄塔周辺工事用地ごとに最大 10 台程度で影響は軽微と考えられるが、周辺の一部に居住地が存在することから影響の程度を確認するため一般項目とする。	
				存在による影響	—	発生しない。	
			二酸化硫黄	工事による影響	—	工事用運搬車両や重機の燃料としてサルファーフリーのガソリンや軽油を使用することから評価項目としない。	
					存在による影響	—	発生しない。
					浮遊粒子状物質	工事による影響	資材等の運搬
		重機の稼働	○	重機の稼働台数は鉄塔周辺工事用地ごとに最大 10 台程度で影響は軽微と考えられるが、周辺の一部に居住地が存在することから影響の程度を確認するため一般項目とする。			
		存在による影響	—	発生しない。			
		粉じん	工事による影響	資材等の運搬	—	工事用運搬車両の通行による影響が考えられるが、工事車両が少なく、粉じんの飛散は仮設の工事道路近傍に限られることから評価項目としない。	
					重機の稼働	—	重機の稼働による粉じんの発生が考えられるが、造成規模は小さく、粉じんの飛散は工事箇所近傍に限られることから評価項目としない。
					切土・盛土・掘削等	※	切土・盛土・掘削等において、一時的な強風による巻き上げにより粉じんの発生が考えられるが、散水等の環境保全措置で影響は軽微と考えられることから配慮項目とする。
			有害物質	工事による影響	存在による影響	—	発生しない。
					存在による影響	—	使用しない。
					騒音	工事による影響	資材等の運搬
		重機の稼働	○	重機の稼働台数及び稼働時間が少なく、工事箇所周辺の居住地への影響は軽微と考えられるが、生活に密着した項目であることから影響の程度を確認するため一般項目とする。			

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(2) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠
大気環境	騒音	工事による影響	建築物等の建築	○	架線工事に使用するヘリコプター飛行や巻き上げエンジンの稼働は、稼働時間が少なく影響は軽微と考えられるが、生活に密着した項目であることから影響の程度を確認するため一般項目とする。
			存在による影響	—	発生しない。
		供用による影響	その他(ヘリコプターの稼働)	△	巡視に伴うヘリコプター飛行の影響が考えられるが、年1回程度の飛行で、類似の事例を踏まえた予測が可能であることから簡略化項目とする。
	振動	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両台数が少なく、運搬路沿道の居住地への影響は軽微と考えられるが、生活に密着した項目であることから影響の程度を確認するため一般項目とする。
			重機の稼働	○	重機の稼働台数及び稼働時間が少なく、工事箇所周辺の居住地への影響は軽微と考えられるが、生活に密着した項目であることから影響の程度を確認するため一般項目とする。
		存在による影響	—	発生しない。	
	低周波音	工事による影響	資材等の運搬	—	工事用運搬車両台数が少なく、運搬路沿道の居住地への影響はないことから評価項目としない。
			重機の稼働	—	重機の稼働台数及び稼働時間が少なく、工事箇所周辺の居住地への影響はないことから評価項目としない。
			建築物等の建築	△	架線工事に使用するヘリコプター飛行の影響が考えられるが、飛行時間は短時間で、類似の事例を踏まえた予測が可能であることから簡略化項目とする。
		存在による影響	—	発生しない。	
供用による影響		その他(ヘリコプターの稼働)	△	巡視に伴うヘリコプター飛行の影響が考えられるが、年1回程度の飛行で、類似の事例を踏まえた予測が可能であることから簡略化項目とする。	
悪臭	工事による影響		—	発生しない。	
	存在による影響		—		
水環境	水質	水の汚れ	工事による影響	—	工事に伴う排水は、切土・盛土・掘削等に伴う濁水以外は発生しないことから評価項目としない。
			存在による影響	—	発生しない。
		水の濁り	工事による影響	○	裸地からの雨水による濁水の発生が考えられることから一般項目とする。
			存在による影響	—	発生しない。
		有害物質	工事による影響	—	使用しない。
			存在による影響	—	
	その他の環境要素	工事による影響	—	環境影響要因はない。	
		存在による影響	—		
	底質	工事による影響		—	環境影響要因はない。
		存在による影響		—	
地下水汚染	工事による影響		—	鉄塔基礎のための掘削等を行うが、施工規模が小さく帯水層上部での施工で影響はないと考えられることから評価項目としない。	
	存在による影響		—	発生しない。	

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(3) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠	
水環境	水象	水源	工事による影響	—	事業計画地及びその周辺に水道水源となる取水口等は存在しないことから影響はない。	
			存在による影響	—		
		河川流・湖沼	工事による影響	—	環境影響要因はない。	
			存在による影響	—		
		地下水・湧水	工事による影響	—	鉄塔基礎のための掘削等を行うが、施工規模が小さく帯水層上部での施工で影響はないと考えられることから評価項目としない。	
			存在による影響	—		
		海域	工事による影響	—	環境影響要因はない。	
			存在による影響	—		
		水辺環境	工事による影響	—	計画地及びその近傍に「自然度の高い水辺」(戸神山西側)が存在するが、当該地の改変は回避する計画であることから評価項目としない。	
			存在による影響	—		
土壌環境	地形・地質	現況地形	工事による影響	—	直接改変による影響は、存在による影響で評価する。	
			存在による影響	○		工事箇所には一部に斜面も存在することから一般項目とする。
		注目すべき地形	工事による影響	—	事業計画地には注目すべき地形として、作並・屋敷平断層が存在するが、同地形の直接改変を回避することから評価項目としない。	
			存在による影響	—		
		土地の安定性	工事による影響	—	直接改変による影響は、存在による影響で評価する。	
			存在による影響	○		工事箇所には一部に斜面も存在することから一般項目とする。
		地盤沈下	工事による影響	切土・盛土・掘削等	—	土地造成のための掘削等を行うが、施工規模が小さく帯水層上部での施工で影響はないと考えられることから評価項目としない。
			存在による影響		—	
		土壌汚染	工事による影響		—	土壌汚染の原因となる物質は使用しない。
			存在による影響		—	

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(4) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠
その他の環境	電波障害	工事による影響	建築物等の建築	△	電波障害の現状を把握したうえで、電波障害が確認された場合は適切な措置を講じることとし、さらに事後調査により影響の程度を確認することから簡略化項目とする。
		存在による影響	工物等の出現	△	
	日照阻害	工事による影響		—	日照阻害に配慮した位置に鉄塔を配置(居住地の南側を回避)することから日陰の影響は想定されないため評価項目としない。
		存在による影響		—	
	風害	工事による影響		—	環境影響要因はない。
		存在による影響		—	
	その他(電磁界)	工事による影響		—	環境影響要因はない。
存在による影響		—			
供用による影響		△	電気設備に関する技術基準を定める省令第27条に基づき「地表上1mにおける電界強度が3kV/m以下に施設されている」こと、ならびに第27条の2に基づき、「人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において200μT以下に施設されている」ことを、同等規模の既設設備における電磁界測定及び事後調査にて確認することから簡略化項目とする。		
植物	植物相及び注目すべき種	工事による影響	切土・盛土・掘削等	○	切土・盛土・掘削等に伴う粉じん及び雨水濁水の影響により、植物相及び注目すべき種への影響が考えられることから一般項目とする。
		存在による影響	樹木伐採後の状態	○	樹木伐採による植物相の変化並びに事業地及びその周辺に注目すべき種の存在が確認された場合は、当該種への影響が考えられることから一般項目とする。
	植生及び注目すべき群落	工事による影響	切土・盛土・掘削等	○	切土・盛土・掘削等に伴う粉じん及び雨水濁水の影響により、植生及び注目すべき群落への影響が考えられることから一般項目とする。
		存在による影響	樹木伐採後の状態	○	樹木伐採による植生の変化並びに事業地及びその周辺に注目すべき群落の存在が確認された場合は、当該群落への影響が考えられることから一般項目とする。
	樹木・樹林等	工事による影響		—	直接改変による影響は、存在による影響で評価する。
		存在による影響	樹木伐採後の状態	○	施工規模が小さく影響は軽微と考えられるが、樹木の伐採等により周辺地域の緑や視覚的な緑の量の変化が考えられることから一般項目とする。
	森林等の環境保全機能	工事による影響		—	直接改変による影響は、存在による影響で評価する。
		存在による影響	樹木伐採後の状態	○	施工規模が小さく影響は軽微と考えられるが、樹木の伐採等により水源涵養や洪水防止、土砂災害等の環境保全機能の変化が考えられることから一般項目とする。

注)「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(5) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分	環境影響要因の区分	選定	理由と根拠		
動物	動物相及び注目すべき種	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両の通行による騒音等の影響が考えられることから一般項目とする。
			重機の稼働	○	重機の稼働、架線工事に使用するヘリコプター飛行や巻き上げエンジンの騒音の影響が考えられることから一般項目とする。
			建築物等の建築	○	
			切土・盛土・掘削等	○	切土・盛土・掘削等に伴う粉じん及び雨水濁水の影響により、動物相及び注目すべき種への影響が考えられることから一般項目とする。
		存在による影響	変更後の地形	○	施設の存在による動物相の変化及び鉄塔周辺に注目すべき種の存在が確認された場合は、当該種の生息への影響が考えられることから一般項目とする。
			工作物の出現	○	
	供用による影響	その他（ヘリコプターの稼働）	○	巡視に伴うヘリコプター飛行の騒音の影響が考えられることから一般項目とする。	
	注目すべき生息地	工事による影響	資材等の運搬	○	事業計画地及びその周辺に注目すべき生息地の存在が確認された場合は、工事用運搬車両の通行による騒音等の影響が考えられることから一般項目とする。
			重機の稼働	○	事業計画地及びその周辺に注目すべき生息地の存在が確認された場合は、重機の稼働、架線工事に使用するヘリコプター飛行や巻き上げエンジンの騒音の影響が考えられることから一般項目とする。
			建築物等の建築	○	
切土・盛土・掘削等			○	事業計画地及びその周辺に注目すべき生息地の存在が確認された場合は、切土・盛土・掘削等に伴う粉じん及び雨水濁水の影響が考えられることから一般項目とする。	
存在による影響		変更後の地形	○	鉄塔周辺に注目すべき生息地の存在が確認された場合は、当該生息地への影響が考えられることから一般項目とする。	
		工作物の出現	○		
供用による影響		その他（ヘリコプターの稼働）	○	巡視に伴うヘリコプター飛行の騒音の影響が考えられることから一般項目とする。	

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「-」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(6) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠
生態系	地域を特徴づける生態系	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両の通行による騒音等の影響により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから一般項目とする。
			重機の稼働	○	重機の稼働、架線工事におけるヘリコプター飛行や巻き上げエンジンの騒音の影響により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから一般項目とする。
			建築物等の建築	○	
			切土・盛土・掘削等	○	切土・盛土・掘削等に伴う粉じん及び雨水濁水の影響により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから一般項目とする。
		存在による影響	変更後の地形	○	施設の存在により地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから一般項目とする。
			工作物の出現	○	
		供用による影響	その他（ヘリコプターの稼働）	○	巡視に伴うヘリコプター飛行の騒音の影響が考えられることから一般項目とする。
景観	自然的景観資源	工事による影響		—	事業計画地には4件の自然的景観資源が存在するが、このうち「落合・愛子・白沢広瀬川河畔」を除く3件については直接改変するものではないことから影響はない。また、「落合・愛子・白沢広瀬川河畔」については広範囲に及んでおり、当該地を回避することはできないが、資源の内容とされる「段丘崖に残された植生」箇所の直接改変を回避することから評価項目としない。
		存在による影響	工作物の出現	○	鉄塔と景観資源が同一視される場合は影響が考えられることから一般項目とする。
	文化的景観資源	工事による影響		—	事業計画地に文化的景観資源は存在しないが、近傍に青下第3ダムが存在するため、鉄塔は当該地から十分離れた位置に設置する計画としていることから評価項目としない。
		存在による影響	工作物の出現	○	鉄塔と景観資源が同一視される場合は影響が考えられることから一般項目とする。
	眺望	工事による影響		—	切土・盛土により眺望景観の変化が考えられるが、施工規模が小さいことから評価項目としない。
		存在による影響	変更後の地形	○	事業計画地周辺には優れた景観を有する地域が存在することから一般項目とする。
			樹木伐採後の状態	○	
	工作物の出現	○			

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。

表 7.1-3(7) 影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分		環境影響要因の区分		選定	理由と根拠
自然との触れ合いの場		工事による影響	資材等の運搬	△	工事用運搬車両による自然との触れ合いの場へのアクセスの影響の程度を把握するため簡略化項目とする。
			重機の稼働	—	
			切土・盛土・掘削等	—	
		建築物等の建築	—	工事箇所は自然公園(二口峡谷)内の一部となるが、遊歩道等自然との触れ合いの場として利用されている箇所での工事は行わないことから評価項目としない。	
		存在による影響		—	眺望景観としての影響が考えられることから当該項目で評価する。
文化財	指定文化財等	工事による影響		—	事業計画地には 5 件の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、直接改変するものではないことから影響はない。なお、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講じる。
		存在による影響		—	鉄塔は指定文化財等が存在する箇所に設置しないことから影響はない。
廃棄物等	廃棄物	工事による影響	切土・盛土・掘削等	○	工事により木くず統の廃棄物が発生することから一般項目とする。
			建築物等の建築	○	建築物等の建築により廃棄物が発生することから一般項目とする。
		存在による影響		—	発生しない。
	残土	工事による影響	切土・盛土・掘削等	○	掘削により残土が発生することから一般項目とする。
			存在による影響		—
	水利用	工事による影響		—	環境影響要因はない。
存在による影響				—	
温室効果ガス等	二酸化炭素	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両からの排出量を確認するため一般項目とする。
			重機の稼働	○	重機の稼働に伴う排出量を確認するため一般項目とする。
		存在による影響	樹木伐採後の状態	○	樹木伐採に伴う二酸化炭素吸収量の変化を確認するため一般項目とする。
	その他の温室効果ガス	工事による影響	資材等の運搬	○	工事用運搬車両からの排出量を確認するため一般項目とする。
			重機の稼働	○	重機の稼働に伴う排出量を確認するため一般項目とする。
		存在による影響		—	発生しない。
	オゾン層破壊物質	工事による影響		—	使用しない。
			存在による影響		
	熱帯材使用	工事による影響		—	
			存在による影響		

注) 「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」配慮項目、「—」は評価項目として選定しないことを示す。